

平成26年9月定例会 防災対策特別委員会（事前）

平成26年9月24日（水）

〔委員会の概要〕

岸本委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時35分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、長池委員から調査計画書の提出がありました。内容は9月8日から9日まで静岡県を訪問し、津波避難マウンド、津波避難タワーの設置状況等、防災対策の取組について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①②③）

【報告事項】

- 戦略的災害医療プロジェクトについて（資料④）
- 「平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会」について（資料⑤）
- 那賀川水系河川整備計画の変更について（資料⑥）

床桜危機管理部長

危機管理部から9月定例会に提出を予定いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

まず、先般の台風11号、12号などの8月豪雨によりまして、被災されました皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

委員のお手元には、9月補正予算の先議案件でございます防災対策特別委員会説明資料及びその参考資料と、それ以外の補正案件でございます説明資料（その2）をお配りさせていただいております。

まず、先議案件でございます防災対策特別委員会説明資料の1ページをお開きください。危機管理部における補正予算（案）といたしまして、6億円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、44億8,964万円となります。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおり、一般財源でございます。

2ページをお開き願います。補正予算の部別主要事項についてでございますけれども、1ページで御説明いたしました6億円につきまして、南海地震防災課の防災総務費の摘要欄①の防災対策指導費として、徳島県生活再建特別支援事業に要する経費の計上をお願い

いたしております。この徳島県生活再建特別支援事業につきましては、お手元の参考資料を御覧いただければと思います。

まず、この資料の左側でございますけれども、台風11号、12号の9月18日現在の被害状況でございますが、台風11号、12号は本県に甚大な被害をもたらしまして、人的被害が2名、住家被害と非住家被害を合わせまして約3,000棟が床上、床下浸水など被災をしたところでございます。また、農林水産施設及び公共土木施設を合わせて約89億円、農林・林産・畜産被害として合計7億3,000万円の被害が出ております。そこで、被災されました県民の皆様の生活再建を支援するため、この度、資料の右側に記載のとおり、徳島県生活再建特別支援事業を創設したところでございます。今回の災害では、床上浸水による住家被害に加えまして、家具や家電など生活必需品にも大きな被害が生じたことから、新制度においては、全壊、半壊に加えまして、従来、対象としていなかった床上浸水世帯について補助対象とするとともに、新たに生活必需品についても補助対象としたところでありまして、一步踏み込んだ生活再建のための特別制度として創設したものでございます。対象限度額につきましては、全壊300万円、半壊150万円、床上浸水100万円を最大とし、その負担割合は、県が4分の2、市町村が4分の1以上を負担することとしております。なお、災害救助法の適用を受けた那賀町につきましては、その負担割合は、県が4分の3、町が4分の1といたしております。危機管理部といたしましては、下段に記載の他部局の支援制度と併せまして、被災された方々の一日も早い生活再建に取り組んでまいります。

続きまして、防災対策特別委員会説明資料（その2）を御覧いただければと思います。1ページでございます。危機管理部における先議以外の9月補正予算（案）といたしまして、一番上の行の左から3番目の欄に記載のとおり、6,402万6,000円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は45億5,366万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおり国庫支出金などがございます。

続きまして、2ページをお開き願います。補正予算の部別主要事項について御説明を申し上げます。南海地震防災課についてでございます。防災総務費の摘要欄①、防災対策指導費でございます。この度、総務省の事業採択を受け、県民からの情報提供を活用した災害時の情報収集や分析体制の構築などの実証実験を行うため、戦略的災害医療“G空間”プロジェクト事業として、6,300万円を計上いたしております。

次に、消防保安課についてでございます。消防指導費の摘要欄①、消防指導費でございます。救急救命士が行える処置が拡大されたことに伴いまして、所定の追加講習を市町村消防と協力して実施するに当たって必要な資機材を整備するため、救急救命士処置拡大現場対応強化事業として、102万6,000円を計上いたしております。

9ページをお開き願いたいと思います。請負契約でございます。徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事でございます。整備後17年が経過いたしまして、設備が老朽化した防災行政無線につきまして、本年度から来年度にかけまして、無線のデジタル化、ネットワークの多重化、IP化などによりまして、信頼性の一層の向上と機能の高度化を図るものでございます。この度、この再整備工事に係る請負契約につきまして、WTO方式の一般競争入札によりまして、三菱電機、三笠電気により構成する共同企業体が落札し、仮契約を結んでおりますことから、本契約を締結するに当たりまして、議会の議決を頂くものであります。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、一点、御報告を申し上げます。お手元の委員会資料（その1）を御覧いただければと思います。戦略的災害医療プロジェクトの取組状況についてでございます。災害医療体制につきまして基本的かつ戦略的な検討を行うため、学識経験者、医療・防災関係機関、企業関係者などからなるプロジェクト会議を新たに設置いたしまして、7月25日に第1回会議を開催したところでございます。今後二回程度開催いたしまして、年度内に中間取りまとめを行うことといたしております。

また、2のモデル地域における取組につきましては、地域特性に応じたモデル的取組を実証することといたしております。西部圏域では8月28日に美馬市木屋平地区において検討に着手したところであり、南部圏域での取組も11月に開始する予定でございます。

また、その他の主な取組といたしまして、DPAT、災害派遣精神医療チームの創設や、自衛隊ヘリによる夜間救急搬送訓練を新たに行うとともに、先ほど御説明いたしました戦略的災害医療“G空間”プロジェクト事業に取り組んでまいる所存でございます。また、9月1日の総合防災訓練におきまして、大型フェリーの災害時多目的利用の実証や、長期化する避難生活の中で、公的支援では困難な、きめ細やかな被災者ニーズに対応するため、アマゾン・ジャパン株式会社との協定締結を9月5日に行ったところでございます。加えて、緊急車両や病院・避難所等が優先的に給油を受けられるよう、ガソリンスタンド等に燃料を備蓄する災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業にも取り組むことといたしております。

今後とも、平時と災害時のつなぎ目のないシームレスな医療体制の構築を目指しまして、プロジェクトを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

大田保健福祉部長

9月定例会に提出を予定いたしてございます保健福祉部関係の案件につきまして、説明を申し上げます。

まず、委員会説明資料の1ページをお願いいたします。先議で補正をお願いするものでございます。表の上から2段目、保健福祉部といたしまして、9,606万9,000円の補正予算をお願いいたしてございます。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。今回の補正予算案につきまして、説明を申し上げます。まず、医療政策課の医務費の摘要欄①のア、医療施設設備整備事業費、656万9,000円でございますが、那賀町において、台風11号及び12号により被災した医療施設の復旧に係る経費でございます。

地域福祉課の社会福祉総務費の摘要欄①のア、災害援護資金貸付金、1,350万円は、被災者の方々の生活再建を支援するため、住宅や家財に被害を受けた世帯を対象に貸付けを行う災害援護資金貸付制度の貸付金原資を増額するものでございます。

長寿保険課の老人福祉施設費の摘要欄①のア、老人福祉施設災害復旧事業費、7,600万円でございますが、那賀町及び三好市において被災した特別養護老人ホーム等の復旧に係る経費でございます。

続きまして、委員会説明資料（その2）に移りまして、1ページをお願いいたします。表の上から2段目、保健福祉部といたしまして、2億8,083万9,000円の補正予算をお願いいたしてございます。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。今回の補正予算案について説明を申し上げます。医療政策課の医務費の摘要欄①のア、医療施設スプリンクラー等整備事業費、2億8,083万9,000円でございますが、有床診療所の防火対策促進のため、スプリンクラー設置の支援経費の増額補正を行うものでございます。

9月定例会の提出予定案件の説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

森農林水産部副部長

それでは、9月定例県議会に提出を予定いたしております農林水産部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。先議で補正をお願いいたしております歳入歳出予算一般会計の総括表でございますが、上から3段目、農林水産部といたしましては、今回、1億2,800万円の増額補正をお願いいたしており、補正後の予算総額は98億9,376万3,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。農林水産部の主要事項についてございますが、まず、農林水産政策課関係では、上から1段目の農業総務費の摘要欄①のアの地域農林水産業再建特別支援事業におきまして、県と市町村が連携し、浸水などの被害を受けた農林漁業者に対し、施設や機械の取得を支援するための経費として、7,800万円の増額を、また、イの産地重要種苗緊急導入事業におきまして、被災により、産地としての継続が困難となった作物について、種苗の導入を支援するための経費として、600万円の増額をお願いするものでございます。農林水産政策課の合計といたしましては、上から2段目の補正額の欄に記載のとおり、8,400万円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。林業戦略課関係でございますが、上から4段目の造林費の摘要欄①の県単独林業生産等支援事業費におきまして、被災を受けました森林作業道の早期復旧を支援するための経費として、3,000万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、森林整備課関係でございますが、上から7段目の治山費の摘要欄①の県単独治山事業費におきまして、台風により被災を受けました治山施設等の補修を実施する経費として、1,400万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、防災対策特別委員会資料（その2）により、先議でお願いしております以外の9月補正予算案について、御説明させていただきます。

お手元の説明資料（その2）、1ページをお開きください。歳入歳出予算一般会計の総括表の上から3段目、農林水産部といたしましては、今回、2,950万円の増額補正をお願いいたしております。補正後の予算総額は99億2,326万3,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。農林水産技術支援本部関係でございますが、上から7段目の目、水産研究費の摘要欄①のアの水産研究課美波庁舎機能強化事業におきまして、県南

地域水産業の振興を図るため、農林水産総合技術支援センター水産研究課美波庁舎の研究機能と防災・減災機能の両面における強化に向けた本館の耐震化と、作業棟改築の設計に要する経費として、2,950万円の増額をお願いするものでございます。提出予定案件の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

原県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

お手元に委員会説明資料及び、同じく説明資料（その2）の2冊の資料がございますが、まずは、平成26年度9月補正予算のうち先議をお願いする平成26年8月豪雨災害緊急対策を委員会説明資料にて御説明させていただきます。

それでは1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の中ほど、県土整備部の補正額の欄に記載しておりますとおり、今回、6億1,263万2,000円の増額をお願いしております。補正後の額は、243億1,948万4,000円となっております。また、財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

次に、6ページをお開きください。県土整備部関係の補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。表の中ほど、河川振興課でございます。河川海岸維持修繕費で、浸水痕跡調査や河川の土砂、流木等の除去に要する経費など、2億円の補正をお願いしております。

続きまして、砂防防災課でございます。砂防維持修繕費のほか、総合流域防災事業費で、土砂災害危険箇所の基礎調査を加速するための経費など、合計で4億1,000万円の補正をお願いしております。

7ページを御覧ください。交通戦略課でございます。鉄道機能復旧事業として、阿佐東線の浸水被害の復旧を一部補助する経費として、263万2,000円の補正をお願いしております。この度、先議をお願いする8月豪雨災害緊急対策をはじめ、既決予算の災害復旧事業費等を活用し、災害からの復旧・復興が一日も早く図られますよう、迅速に取り組んでまいります。

引き続きまして、委員会説明資料（その2）により、県土整備部関係の提出予定のその他の議案等について御説明させていただきます。

それでは10ページをお開きください。継続費の精算報告書でございます。平成23年度から平成25年度にかけて継続費を設定いたしました園瀬橋上部工架設事業につきまして、平成26年2月定例会においてお認めいただきました変更額のとおり精算したことを報告するものでございます。

以上で、提出を予定しております県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、二点、御報告させていただきます。

一点目は、平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会についてでございます。お手元の資料（その2）を御覧ください。平成26年8月の台風11号により、那賀川では戦後最大となる流量を記録し、多くの浸水被害が発生いたしました。このため、国と県におきましては、河川工学や森林水文学の学識者、流域の阿南市と那賀町の防災担当者及び河川管理者で構成する平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会を設

置し、雨量・河川水位の状況、ダム・樋門・排水機場の操作状況及び関係機関や住民への情報提供などについて検証を行い、出水対応に係る課題の抽出とその改善点について意見交換を行うこととしたものであります。

去る8月29日に開催しました第1回会議におきましては、委員から、台風11号による洪水については、1週間前の台風12号による降雨の影響や流域全体に強い雨が降ったこと等を考慮して、更に分析が必要である。今回のダム操作については、おおむね理解できるが、降雨の予測と実績を比較した検証が必要である。関係機関や住民への情報提供の内容、その活用状況について検証が必要であるなどの意見を頂いたところであります。

今後は、委員から頂いた御意見を基に、国と連携して、更に検証を進め、年内を目途に課題と改善策について取りまとめてまいりたいと考えております。

二点目は、那賀川水系河川整備計画の変更についてでございます。お手元の資料（その3）を御覧ください。国と県におきましては、平成19年6月に那賀川水系河川整備計画を共同で策定し、河川整備を進めてきたところであります。この度、東日本大震災を契機とした地震・津波への対応や策定後の出水状況への対応などの観点から、河川整備計画の一部変更を行うこととしたものであります。主な変更点といたしましては、(1)の「東日本大震災を踏まえた、直轄管理区間における堤防の地震・津波対策の追加」と(2)の「平成21年8月豪雨の浸水被害を踏まえた、宮ヶ谷川における築堤方式から嵩上げ方式への整備方法の変更」の二点であります。今後の変更作業のスケジュールとしましては、9月29日に那賀川学識者会議を開催し、専門の立場から幅広く御意見を頂き、10月には、那賀川水系河川整備計画（変更素案）を取りまとめた上でパブリックコメントを実施することとしており、今年度内の変更に向けて取り組んでまいります。なお、平成26年8月の台風11号に対する対策については、さきに説明させていただいた検討する会での検証結果や洪水痕跡の調査結果などを踏まえ、できるだけ早く河川整備計画に反映できるよう、国と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

小原副教育長

続きまして、教育委員会関係の提出予定案件につきまして御説明を申し上げます。

お手元の説明資料（その2）の1ページをお開き願います。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会における補正予算案といたしまして、総括表の下から3段目に記載のとおり3,200万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、36億8,884万3,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

7ページをお開きください。補正予算の内容についてでございます。施設整備課関係でございますが、高等学校費における学校建設費の高校施設整備事業費では、那賀高校ほか27校における台風11号及び12号により被害を受けた学校施設の修繕に要する経費といたしまして、2,800万円を計上いたしております。

また、特別支援学校費における学校建設費の①、特別支援学校施設整備事業費につきましても、阿南支援学校ほか5校における台風被害による学校施設の修繕に要する経費といたしまして、400万円を計上いたしております。

以上、9月定例県議会に提出を予定しております教育委員会関係の案件につきましての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

西岡警察本部警備部長

私からは、お手元にお配りしております説明資料（その2）に基づきまして、平成26年度一般会計予算9月補正予算案について御説明申し上げます。

本補正予算案は、去る8月10日、台風11号の豪雨によりまして、那賀警察署の庁舎や公用車両等が浸水被害に遭い、その修繕等の予算について増額補正するものでございます。補正の内容につきましては説明資料（その2）の1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算総括表でございますが、下段に記載しております警察本部関係では、2,800万円の増額補正をお願いしております。財源といたしましては全額一般財源を充てております。

補正予算に係る事業内容については8ページをお開きください。警察本部費の管理運営費として、2,800万円を計上しております。これにつきましては、警察署の敷地内への浸水によりまして、庁舎、武道場、倉庫、署長公舎の床上30から50センチメートル程度までの浸水によりまして、庁舎駐車場に駐車していた公用自動車3台及び自動二輪車4台についても浸水し、備品や公用車両の一部などが使用できなくなったものに対する修繕などの経費であります。

以上、警察本部関係の平成26年度一般会計予算9月補正予算（案）について御説明申し上げます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岡本委員

今、それぞれの部からいろんな御説明というか、正に先般の豪雨の対応について説明がございました。正直なところ、私も長年生きていますが、8月のお盆前からお盆の間、災害対策の現場のどこかに行っていました。こんな年は、実は初めてなんです。その影響かどうか分かりませんが、今年の運動会というのは完璧に中止がないんです。予定どおり運動会ができていう、何か1か月、全てが早かったのかなという気がしております。

いっぱい質問があるでしょうから端的にお聞きいたしますが、床桜部長から、さっきいろんな御報告がありました。正に生活再建特別支援制度というのは、これ、すごいなど。あの雨が降った後、すぐに部長さんに、10年前に大変だったから、これは、何かすごい対策が必要ですって、ずっと申し上げていたんですが、正にかなりの制度ができたのかなと思っています。特に、床上浸水100万円とか、いろいろ皆さんが、災害は大変なんだけど、被害は大変なんだけど、結構、今回の対応には喜んでくれているところがあります。

それは高く評価したいなと思っておりますが、問題は、今回創設した制度と国の制度というのは違うよね。比べてどう違うのかというのを分かりやすく言ってくれませんか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

徳島県生活再建支援事業と被災者生活再建支援制度との比較という御質問でございます。

まず、国の被災者生活再建支援制度につきましては、その基準となりますのが、例えば、10世帯以上の住宅、全壊被害が発生した市町村など一定の基準がございまして、今回の台風11号、12号に伴います被害について適用となりましたのは、本県では那賀町だけでございました。

それで、大きな違いでございますが、対象となるものが国の被災者生活再建支援制度では、住宅の全壊、それから大規模半壊、そういう世帯が対象になるということでございます。それに対しまして、今回本県が作りました制度につきましては、これに加えて、半壊、それから床上浸水の世帯、これも対象にしたというところが大きいところでございます。

それと、対象の経費でございますが、国の場合は全壊の場合が最大で300万円、それから大規模半壊の場合には最大250万円となっております。県の場合は、全壊の場合が最大で300万円、持家の場合でございますけど300万円。半壊の場合が150万円、床上浸水で100万円ということになってございます。

岡本委員

よく踏み込んでいるというのは本当によく分かりますが、今の説明を聞くと、国の制度と県の制度、両方使える場合があるということかな。それでいいんやな。そのときはどういった対応をするのかということと、さっきのいろいろ踏み込んでいるところというのは、余り全国的にも例がないのかな。ないんだっただらないようにPRもせんといかんしね、その辺。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

国の制度と県の制度について、どのように使い分けていくのかという話と、他県にこういう制度の事例があるのかどうかという御質問でございます。

今回、那賀町の場合は、国の制度と県と市町村の制度が両方使えるということでございますが、基本的には、国の制度を活用できる場合はそちらのほうを活用していただきたいというふうに考えてございます。

それと、他県にこのような制度があるのかという御質問でございますが、今年の5月現在でございますが、中・四国で調べたところ、このような被災者生活の再建支援制度を持っておる県は、山口県、島根県、鳥取県、広島県がございまして、これは、あくまでも、国の支援法の制度に準じたような格好で制度を作っておりまして、本県のように、床上浸水に対して、また、生活必需品まで対象にしているというような県はございません。

岡本委員

大体分かったんやけど、具体的に言うと、国のほうだったら、例えば、全壊300万円ね。

それと、半壊150万円、床上100万円というのは、これは県なんだけど、全壊300万円というのはどうなの。どう国と違うの。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

国の制度は、その経費の負担が、国の指定を受けた被災者生活再建支援法人において、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給するという一方で、その場合に、国がその支援金の2分の1を補助していただけるということになってございます。国の制度を活用した場合には、国、それから都道府県が拠出した基金を活用することから、市町村の負担とか県の新たな負担が要らないというようなこともございまして、そういう観点から、まずは全壊とか大規模半壊とかというような場合については、そちらのほうの制度を活用していただきたいというようなこととございます。

岡本委員

そういう計算で6億円になるの。要するに予算がね。6億円という数字のいろんなことは聞かないけど、アバウトに言うと、そういう話があって6億円という数字が上がっていると理解すればいいの。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

委員の御質問のとおり、そのような考えに基づきまして6億円という金額をはじいてございます。

岡本委員

分かりました。今回の生活再建特別支援制度というのは、正に台風11号、12号に一応限定されているんですが、また近々きそうですから、こないことを祈っていますが、それってどういう対応になるのかな、仮定の話じゃいけないんだけど。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今後、どのような災害が発生した場合にこの制度を適用するのかどうかという御質問でございますが、今回の制度は11号、12号ということで、那賀町が災害救助法の適用を受けるなど、県内の広域な範囲にわたりまして甚大な被害があったというようなことで、多くの県民の生活に影響を及ぼすだけではなく、被災者が関係する職場や学校など地域社会にも大きな影響を与えたということで、この制度を創設したところでございます。現在、台風16号も県のほうに接近をしてくれているというようなこともございますが、今後の支援制度の適用につきましては、災害救助法が適用されるような災害又はこれに準ずるような災害、そのような災害が発生して地域社会に深刻な影響を与えるというような場合につきましては、この制度の活用、そういうようなものを検討していきたいと考えてございます。

岡本委員

今の答弁も含めて、最後は床桜部長に聞きますが、たまたま委員長を中心にして議長さんと一緒に我々がこの件で東京陳情に行ったのが8月20日だったんですね。なぜかその

20日の夜明けに広島ということになって、正直な話、うちは亡くなっていなかったから、もう徳島じゃなくなっちゃったのは事実なんです。それはそれとして、命が助かっていることを大事にしながら、そこはそこで亡くならなかったからどうというんじゃなくなっちゃって、ちゃんとやっていかなきゃいけないんですよ。今の答弁も含めて、部長にはやっぱり被災者の立場に立って、徳島県が、ある意味で、すごいことをやったわけだから、それに対して知事が得意な徳島県の提言とか、国に対していろんな要望を更にやっていくべきかなと思うので、もろもろ質問したけど、まとめて部長にお願いします。

床桜危機管理部長

まず、先ほど岡本委員から国の制度と県の制度との違いということの中でお話がございました。やはり国の制度というのは全壊、大規模半壊、加えて、今回の場合でしたら一定の基準を満たす那賀町のみということになっておりまして、私どもの制度というのは、全壊、半壊、それと床上浸水と。エリアも那賀町に限ったものではないと、こういうことでございまして、平たく申し上げましたら、国の制度を適用する案件というのは、実は非常に少ないんです。そういう状況でございます。

まず、こうした踏み込んだ制度に関しまして、今、委員のほうから評価を頂いたということに関しましてまずは感謝を申し上げたいと思います。今後は、委員御指摘いただきましたように、やはり関係市町村と十分連携をする必要があるということで、被災者の立場に立ってきめ細やかな対応をしてまいりたいとこのように考えております。

加えて、先ほど来申し上げておりますように、この制度というのは、中・四国では、ない。全国的に言っても、十分調査はできておりませんが、かなり先駆的な制度ではないかとこのように考えております。

そういうことで、なかなか、これをそのまま国の制度にということで行くのはハードルは高いかと思っておりますけれども、ただ、今、地方創生ということが強く言われております。やはり地域の存続、とりわけ過疎地域などの集落の存続といった観点からも、大規模災害時におけるセーフティーネットとしての生活再建制度というのは非常に重要であると思っておりますので、いろんな機会を捉えて粘り強く国のほうに、国の制度の改善についても申し上げていきたいと、このように考えてございます。

岡本委員

今、決意を頂いたんですが、正に地方創生というのは石破大臣になったんだけど、いろいろ言葉は言っているんだけど、まだほとんど固まっていないです。本当に固まっていない。今、一生懸命やっているところだから、そんなところもしっかり訴えていけばいいのかなと思っておりますので、是非とも、徳島県の今やっていることが国の中で生かされていくと、分かりやすく言うと、県のお金が少なくて済むと。被災者にしたら同じことだから、そういうふうに努力をしていただきたいなというふうに思います。

委員長が予算に関係することという話だったので、6ページの土砂災害危険箇所緊急調査事業の4億円なんです。たしか、県土整備委員会でも藤田委員長からお話があったってお聞きしていますが、これというのは、たしか当初予算でも4億円ちょっとありました

よね。もちろんこの今回のようにというのは、これも、すごくいいことだと思っているんですよ。思っているんだけど、調査だから、これ。先にみんなが言っていることを申し上げますが、4億円というのが出とったし、この前も4億円あったから8億5,000万円ぐらいになるかな、トータルしたら、かなりの金になると。あれをしてくれたら、調査してくれたら広島みたいなことが起こらなくて、調査が終わったらちゃんとしてくれるんですね。ってみんな思っているんですが、基本的にはそうじゃないということなんです。その最初の4億円というのは、今、どの程度進捗、4億円ちょっとあったよね、もうちょっとあったよね。

大和砂防防災課長

当初予算の進捗という御質問でございます。当初予算につきましては4億2,000万円を計上させていただいております。現在、4億2,000万円で約1,000か所の調査を予定しております。そのうち、現在、850か所程度の調査に着手したところでございます。

岡本委員

4億2,000万円で1,000か所ぐらいやりたくって、850か所、現在、発注したんだよね。だから、前にも言ったけど、あんまり多分できていないと思うな。それで、やっぱり4億円の今回の補正予算をするということは、ああいう豪雨があって、補正予算を上げるということはとてもインパクトがあってすごくいいんですよ。すごくいいんですけど、予算の流れからいうと多分、これ以上言うと問題になるけど、当初予算というのが、1,000か所できるのがいつかというとなかなかなんですよね。これ、答弁はいいからね。そしたら、何で上げたということになるからそれはいいんですが。そういう状況の中で、じゃ、今回4億円ですよ。多分、砂防費でいくと45億5,000万円のうちですよ、トータルね。徳島県の予算が、砂防費全体の予算が今回の補正で45億5,000万円になるんだよね。そのうち、正にその土砂災害うんぬんのお金というのが8億4,000万円ぐらい、多分、3,000万円かな、その額になるんですよ。それはそれで、数字では非常にいいです。そうなっていて、じゃ、今回の補正、もちろん先議しますから、そしたらどのくらい行くんですか。何パーセント。要するに全体があって、例えば半分ぐらいまで調査が終わりますとか、その辺の数字はどうなんですか。今回の4億円を足してね。

大和砂防防災課長

今回の補正予算で調査率がどれぐらいになるかという御質問でございます。

現在、基礎調査が終わり、基礎調査といいますのが、危険箇所、徳島県下に土砂災害の危険箇所が1万3,001か所ございまして、ここの基礎調査を実施しているところでございます。現在、基礎調査の実施済みが約33パーセントございまして、今回の当初と補正を合わせますと完了した時点で50パーセントになる。約50パーセントになる予算を確保したというところでございます。

岡本委員

さっきも言ったけど、結構、砂防費の中に占めているウエートは大きいんですけど、それ

で50パーセントと。これは、聞かんほうがええかも分らんけど、あと幾らあれば100パーセントになるんだろう。答弁できんかったらいいけど。まあいいわ。

要するに、いいんですよ、広島のことがあったから。とりあえず調査が全部終わっていないと対策できないですね、まずは。一つは、ハードはできんかも分らんけど、その調査をすることによって、指定することによって、この辺がほんまに危ないということは分かってもらえる。でも、そこで土地が下がって、笠井委員じゃないけど、川内の避難困難区域やいうんは、ばさっと土地が下がったというけど、そういうことはあるんやけど、でも、やっぱり行政としては、そこをちゃんとしてなきゃいけないですよ。それは、それでいいです。先議しますから、あとの4億円で足して8億3,000万円ぐらひは頑張って早くやり上げてください。それは、要望します。

もう一つ、最初に言ったことで、これは、同じ砂防費の中でも、今回の調査というのは国費が3分の1ですよ。それを、じゃ、この辺危ないからやろうかというときは2分の1になるよね、国費がね。もっと言うと、これは予算の問題だけど、いろいろあるけど、逆にあんまり要らなくて、県費がですよ、2分の1の、残り2分の1をいろいろ考えるから、余り要らなくて、施設はできますよね。僕が言っていること、間違ったら後で行ってくださいよ、できるんですよ。

そしたら、何でこんな話をするかという、いいことなんだけど、じゃ、同じ県費をどう使うかというときに、ずっと調査、調査やって、今度悪いと分かったけど、そこを対策するお金がないんですね、分かりやすい話をすると。農林水産部がいるけど、僕は、地籍調査をずっと質問してきて、知事が頑張らずと倍増なんよね。いいことなんです、地籍調査というのは。でも、その分、完璧に押さえる仕事は減っていますから。そんなもんなので、それというのはどういう感覚なんだろう、これ。答えられなかったらいいけど。

大和砂防防災課長

現在お話をさせていただいております基礎調査と、あと、工事の関係でという御質問でございます。現在調査しております基礎調査と申しますのは、正に今回起こりました、広島市で平成11年にも同じような災害が起こって、その時にハード面がなかなか進まない、それと、どんどん都市化していくということで危険な箇所が増えているということで、開発を抑制したり危険な箇所というのを住民の皆様にご存知いただく、周知するという目的でこの法律ができたところでございます。

それ以来、鋭意、調査も進めておりますし、ハード面というか、工事も進めておまして、この兼ね合いというのがなかなか難しいことございまして、今の砂防防災課といたしましては、ハード、ソフトをバランスよく進めていって土砂災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

岡本委員

今以上の答弁はできないんです、あっちの立場はね。でも、やっぱりこれがどんどん進んでいくと、進んで進んで、みんな危ない危ないってなったときに、できないということに、多分なるんですね。できないとは県は言えないけど、やっぱりそこはまた、もう一個質問するから、後で副部長、まとめて。要するに財政当局との絡みの中で、やっぱり同じ

県費ですから、同じ県費をどう使うかというのは、今回の豪雨災害とか広島とか、要するに指定されていない所は何もできないという現状の中で、県土整備部はもっと真剣に考えて、お金、同じ一般財源をどう行くかというのはすごく難しいかなと思って、僕、これ以上言いませんけど。後でまたまとめてくださいね、原副部長、申し訳ない。

次に、これは、緊急を要するほうで、正木ダムの状況についてちょっとお聞きをしたいんですが、その前に、さっきも那賀川とか那賀川流域の問題、いろいろいっぱい話が出ています。正直申し上げますけど、勝浦川も同じようになっていたと思います、今回、ちょっとのことで。でも、何も今起こっていない、何もない。もっと言いますと、正木ダムの操作がよかったんですよ。これ、正直、ちゃんと褒めるところは褒めんといかんと思いますが、よかったから何も問題なく終わってるんやけど、何も問題なく終わったらそれで忘れちゃうの、みんな。ああ、よかったなで終わって、勝浦川のことをちょっと忘れられたらいかんという話で申し上げますが、例えば、那賀川とかで長安というのは、あれ、国でしょう。徳島県が管理をして徳島県がそういう調整とかでちゃんとするダムというのはどことどことどこなんですか。

綿貫水資源・流域調整室長

徳島県、まず、治水機能ということで県土整備部が管理しておりますダムは、吉野川水系の宮川内ダム、また、福井川水系の福井ダム、そして、勝浦川水系の正木ダムの3か所でございます。

岡本委員

それはいいです。そこを全部質問せえへんけんね。だから、正木ダムというか、勝浦川は、正に県がちゃんと責任を持ってやらなければいけない川であってダムなんですよ。だから、これは正直申し上げますが、あの日は私も一睡もしていないけど、県の方も全く、1週間ぐらい寝ていませんよね。これは大変だと思うんですよ。それと、ずっと職員の方はほとんど寝ていません、交代です。それは、本当は敬意を表するんですが、そんなことがあって、もう一回言うけど、何もなかったら忘れられるからちょっと復習をせんといかんのだけど、例えば正木ダムというのは850トンうんぬんてあるんやけど、今回の場合、正木ダムを真ん中にして上流で降った雨と、そこから下の小松島、徳島の降った雨の状況というのはどうだったですか。

綿貫水資源・流域調整室長

まず、台風11号の時でございますけども、正木ダムの、まず、……（「全部合わせてよ。一緒やけん」と言う者あり）はい。まず、雨が著しかった時間帯でございますけども、8月10日の午前零時から12時35分の約12時間、この間でございますが、ダム上流域の累計雨量は402ミリメートルでありました。一方、その時点、ダム下流の勝浦町横瀬では6割程度の250ミリメートル、さらに、徳島市の丈六では3分の1強の145ミリメートルと、上流部で大きく下流部で少ないという傾向がございました。

岡本委員

この数字が、実は、皆さん御存じないかしらんけど、正木ダムができて初めて、今回、違うことをやったんです。要するに、放流の仕方が初めてなんです。ずっと、それこそ、小さい時からいうと60年ぐらい、5歳からいうと60年ぐらい、ずっと川の流れを見ているんですが、さっきのような状況でして、意外と、僕の所や長池先生の所は降っていないんです、実は。降っていないの、さっきの数字。でも、ダム上流ですごい雨が降ると小松島も徳島もああいう状況になるということなんです。何でこんな話をするかという、小松島の人や徳島の方は、そこで降っていなかったらそんなに感じないんです、これ、みんなそうです。ここが大きな問題で、福原旭って全国ニュースでよく出て有名なんやけど、あそこが思い切り降ったら、もっと極端な話をする、小松島と徳島が晴れとっても、上勝で雨が降ったら勝浦川は小松島、徳島で濁るんですよ、ちゃんと。それが、我々上流で住む者の責任なんやけどね。要は、そんなことがあったんよね。

その辺の周知というのは非常に難しいんだけど、まず、放流のサイレンがあるわね。今日まだ鳴ってないよ。あしたば一と鳴らすんやけど、全くまだ鳴っていないんやけど。あれって電気やけんね、いつ壊れるか分かりますよね。ちゃんと整備はできていますか。ようけあるんですけど、勝浦川で。整備が終わっているというか、完璧なという所は。どんなんですか。

綿貫水資源・流域調整室長

正木ダムにおきましては、ダムの地点から河口までの間に26の警報所がございます。そして、ダムから放流を行う場合、また、下流に急激な水位変動が生じると予想される際にサイレンを鳴らしております。なお、当該施設は平成2年から5年度に更新を行って以来、20年経過しております。このため、平成20年度から、順次、堰堤改良事業に着手しまして、しっかり機能するよう改修を順次進めておるところでございます。

岡本委員

これは、もう聞きませんが、順次進めているところでございますという答弁で終わっているから、できていない所があるわけよ。もうこれ、ええけん、答弁。できていない所があるの。やっぱり聞いているとやっぱり違うの、音がね。たまたま徳島市でおるからいいけど、徳島市の飯谷町では、もうしょっちゅう、何て言うのかな、あれが鳴っても余りこの辺降っていないやん、心配ないや言ったら、三、四十分後にも、ぱ一と水がきて大変なことになったというのがいっぱいありますよね。

ほんで、もう時間もあれやから、一番ポイントというか難しいところは、最初に言った、徳島県が責任を持って管理をするのが今言ったダムで、もちろん正木ダムも含まれるんやけど、いっぱい雨が降るでしょう、そしたら、怖くて見に行けんわな、現実、状況というのはね。行けないですね、県にそれ行けと言ったって無理なんだから。

ところが、僕は責任上、行くんですよ、もう命懸けですと堤防を全部見て回るんやけど、多分、よそもそうかも分かんけど、これ、間違っていたらごめんよ。長安とか国の管理の分というのは、そのライブカメラというのかな、現状というのが、県庁というか、要するに机の上で役所で分かるんよね。正木ダムというのは分かんよ。こんなことを言うたら申し訳ないけど、分からない。上勝とか勝浦が作っている簡単なカメラで、イン

ターネットでちょっと出るんよ。それ以外は、実はないんです。こんなん言うとな不安で不安でなりますが。じゃ、何でそのダムの操作をやっているかというとな、雨量とかいっぱい計算して、要するに、その数字だけでやっている、数字だけで。ほんで、これは難しいんやけど、数字だけでやっているから、なかなか皆さんも大変やし、正木ダムも大変やし。でも、行けないですものね。そこでこれは、難しいんやけどやっぱり県の管理している一番大事な所と言うんだったら、何かあってもいいんよ。すぐには、これいかなのです。これ、お金がかかるんです。もっと言うとな、勝浦川の洪水予報というのは、僕が質問したのは平成17年3月2日の代表質問だけ、それまでは吉野川と那賀川はテレビで出るんよ。勝浦川っていつちよも出んのよ。何でと言ったら2級河川やけん。ほやけど、県の管理では一番大事なとこだらうと知事に言ったら出るようになったんです。それは助かってんやけど、結局、そこって、これ答弁しにくいや分からんけど、そういう状況下にあって、大変なんよな。でも、何とか、すぐにとはこれは言いません。でも、何かそういう方法というのもちよっと何か考えてほしいなって思ったりしていますが、答えられる範囲で。

綿貫水資源・流域調整室長

正に今回のように、ダムの上流域にはたくさん雨が降っているんですけども下流域で降雨が少ないといった場合、下流住民の方々の危機感、あるいは避難意識、これが薄れてしまうことが大変懸念されます。そういうことで、ダムを含めました流域全体の状況、これをしっかりお伝えすることが、非常に大切かと思っておるところでございます。

現在、県民に向けました情報伝達としましては、県のホームページに、安心とくしま、この中に徳島県、県の防災情報において、県内のダムの情報をはじめ降雨量や河川水位を、お話がありましたように、数字で発信をしております。国や市町村が設置している河川、ライブカメラ、これにもそのホームページからリンクはしております、勝浦川でございますと月ヶ谷温泉の所、また、正木ダムの下流部、それから星谷橋の3か所において映像が閲覧用になっているところがございますけれども、委員御提案のとおり、ライブカメラの設置により、更に有益な情報提供、これを実現していくというのは大変ごもっともな趣旨と感じております。

そこで、関係市町村と緊密な連携を図りまして、流域全体で、まずは、これら既存のシステムの活用と周知、これに努めるとともに、更に有益なライブカメラ等の情報提供の実現に向けた研究、これを進めてまいりたいと考えております。

岡本委員

もうちょっとで終わるんですが、そういう状況で、今、星谷橋、横瀬と言ったけど、それ、ちょっと場所が違って、横瀬橋より大分下ね、星谷橋は。そしたら、もっと分かりやすく言うと、江田と横瀬の橋で警戒水位というのがあるでしょ。そこって今回はどうだったという、それを言ったらもう、大体、結論から言うと、正木ダムを普通の放流を出して、8時3分に流したんですが、1時間ちょっとで雨が止まった。3時間降ったたら那賀川と同じように、多分、なっていたなって思うんですが、その数字って分かりますか、横瀬橋と江田橋の警戒水位がどうなったかというのは。あの時、一番危ない時。

綿貫水資源・流域調整室長

まず、台風11号によりまして、8月10日の9時20分、横瀬観測所におきまして、観測開始以降最大となる4.4メートルの水位を記録しています。ちなみに、氾濫危険水位は4.2メートルでございます。また、小松島の江田の観測所でございますけれども、実は、江田のほうが最大水位は時間が横瀬より10分ほど早く、9時10分に観測開始以降最大となります。5.13メートルを記録しております。氾濫危険水位は3.8メートルでございます。

岡本委員

江田は、特に、最初に言ったように、降っていないのに3.8メートル行ったらアウトというやつが5.1メートルまできてるんです。そんな状況はいっぱいある。原副部長には申し訳ないけど、さっきの土砂災害の分とライブカメラのことで、もし何かあったら言うてください。

原県土整備部副部長

ライブカメラとか先ほどの基礎調査のことでございます。

まず、基礎調査でございますが、今回の広島の土砂災害を受けまして、国のほうで、実は、基礎調査の公表の義務化ということで、やはり一番住民の皆さん、県民の皆様が土砂災害に対する危険、それを十分周知できていなかったということ踏まえまして、私ども、まず、しっかりと、遅れている基礎調査、公表を今までの区域指定に行かずとも、まず調査をしっかりとその結果を公表できるように、今回、基礎調査の数を補正で50パーセントまで持っていこうということで、加速させようということで補正予算をお願いしてございます。そういう意味で、是非この予算をお認めいただけたらと思います。

また、ライブカメラについても、まだなかなかすぐというわけにはいきません。私ども、今まで南海トラフの巨大地震に向けた対応を一生懸命やってきていました。今回、8月豪雨でまた河川の整備あるいは土砂災害、ハード面でも、そのハードの施設整備というのが非常に重要だということも再認識したところでございます。そういう意味で、公共事業予算の確保もしっかりやる、また、そういうソフト面での予算もしっかり取って、バランスの取れた予算確保に向けて今後もやって、まず、安心・安全な県土づくりがないとやはり地域の振興あるいは発展もないと思っていますので、そういう意味でしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御支援のほど、お願いいたします。

岡本委員

いろいろ御答弁いただきました。危機管理部と県土整備部、両部長さん、副部長さんに頂いたんですが、ずっと思うことがあって、今回のことで特に思ったのは、県庁の方は、本当によく、ほとんど寝ないでよくやってくれたと思っただけです、私自身は。でも、交替制をうまくしないと、やっぱり住民の方というのは、もう小松島市やどこもどこもどこもと言うので、もっと言うと、小松島が悪い時って、行く人間がおらん、機械がないと言うばかりでした。県庁の方もこんこん言うけど、だって限られているから。ほんで、本当によくやっていただいたんですが、やっぱり危機管理も含めて、こういう正に危機管理の一番基本というのは、人間がやることやから、何て言うかな、休みとかいろんな調整をし

ただケースもございますので、今、何年長いのがあったかというのは、ちょっと今データを持ってございませんが、管理に支障のない人員配置をさせていただいているというふうに考えてございます。

西沢委員

やっぱり経験則が物を言うところがあるんですよ。何ほ細かい計算をしても単なる計算ということがあるんです。だから、やはり人間の感覚のすばらしいところがあるので、長いことその周辺を知っている、雨の降り方を知っている、そういう人も要るんじゃないかなと。やっぱり危機管理とは人ですので、何ほ、二、三年で技術伝承する言うたって、そんなんできませんよ、その程度では。そういうところもあると思うんです。全部がそうじゃないですけども、そういうことが本当に必要な部署もあるんじゃないかなと思います。だから、人事管理というのは、そういう二、三年で大体変わっていく場合が多いでしょうけれども、やはりもっと深い人事管理をやってほしいなという気がします。これは、危機管理部長に、ひとつよろしく願いたいします。そういう管理の方法、これは、回答は結構ですけど、これを考えて、本当、危機管理の人事は、やはり下からだんだん積み重ねていって、そして、上に上がっていってする。そうしたら全てのことが把握できていると。あっちからこっちからきてするんじゃないなくて、そういうことも必要なんじゃないかな。全部がそうじゃなくていいですけども、そういう主みたいな人をつくっていくということも危機管理には必要なんじゃないかなというふうに思います。

床桜危機管理部長

防災あるいは危機管理体制と言いましょうか、そのことに関しては、やはり人による、正にそのとおりだと思っております。

例えば、危機管理部におきましては、やはり一定の経験を持つ者、また、できるだけ速やかに災害対策本部なりそういう体制が敷かれたときに駆けつけられるような所に居住する者、こういったことも配慮を頂いておるところでございます。

それと、先ほど岡本委員からも一つ、やはり疲弊しては対応できないんじゃないか、これは正にそのとおりだと。そのために、我々は三つの段階を、一番上位は災害対策本部、その前は警戒本部、その前は連絡本部、いわゆる三段階での体制を敷きますけれども、いわゆる1班7名体制でそれを7班。ある場合には1班、ある場合には2班、ある場合には全ての班というようなことも含めて対応するような形にしておりまして、それぞれがそのヘッドクォーターになった場合には、それがコントロールできるような訓練もやらせていただいております。決して、精神論だけで対応するといったようなことは考えてございません。

それと、もう一点、特に強調しておきたいのは、この中・四国で見ても、やはり危機管理部、名称は違いますが、そういうセンター部を持っておる県というのも非常に少ないということもございまして、やはりここは、現在の知事の、危機に対する一つのスタンスがあるものと我々も考えておりまして、そういう思いを持って日常の対応をさせていただいたり、また、訓練もさせていただいております。そういうことでございますので、御理解をいただければと思います。

西沢委員

例えば、雨量予測、どれだけしているかちょっと分かりませんが、当然、雨雲のレーダー、そういうことからやっていると思うんですけども、残念ながら、雨雲のレーダーがどれだけ合っているかというのは、前も一度問題になりましたけれども、全然合わないとか、それから大分改良もされているでしょうけども、やはりいろんなことをやるのは当然です。そして、例えば、できたら山々に雨量計を設置して、できるだけ雨量のデータを入れると。空からの管理だけでなく、現実には雨量計のデータなんか、どこの辺りではどれだけ降っているかということ、より緻密にやるということも、管理するには非常にいいんじゃないかな。どれだけやっているか分かりませんが、今回だけでなく、雨量予測そのものを充実させたら、できるだけ早く対応を取れるということなので。これ、本当に雨量予測はやっているんでしょうね。例えば、さっき言ったように、川にここまで水がきたよと、上流、ここきたよ、だからやると言うんですか。それとも、山にこれだけ雨が降ってきているからどうするという雨量予測をやるんですか。

森河川振興課長

今、委員のほうから、ダム操作に係ります予測ということで御質問を頂いてございます。ダム操作に関しましては、今後、どのぐらいの雨が降るかということも、当然、気象台からの情報などを得まして予測しております。それに加えて、上流のほうでは、降った雨がダム地点まで到達するという流達の時間、あるいは流達の率、降った雨が全てダム地点まで到達するかどうかということ、これを総合的に勘案させていただいた上で、「山で予測するのか、流れてきた川で予測するのか、どっち」と言う者あり）基本的に、各山とかには雨量計を設置してございまして、その各データを総合的に見まして、ダム地点にどのぐらいの時間の時にどのぐらいの降水流入量が入ってくるかということ、これを事前に予測した上でダム操作をしているという状況でございます。

西沢委員

ということは、予測はほとんど合っているということですか。

森河川振興課長

全てが全てではございませんけれども、今までで操作の中では適切にできていたと我々は考えてございます。

西沢委員

そこまで予測が大体できて、ほとんどそれほど大きな差がなくて、ということは後の管理がちゃんとできているかどうかという問題ですよね。そうなります。だから、今回は大変残念なところもあり、という形になると。これは国も県も多分管理の方法は同じだと思いますので、後は、どうしてそうなったのかというのは、やっぱり後のこと、それ以降のことなんじゃないかなという気がします。それ以上言いませんけど。

それから、先ほどの那賀川水系の河川整備計画の変更についてということで資料をもら

いましたけれども、どうなんですか、雨量計算なんかは、50年に一遍、100年に一遍の雨量計算なんかは、やはり昔と同じようにしているんでしょうか。前に、どこかの水系では過去30年間の雨量のデータを基にして現状の計画を作るというふうなことを聞きましたけれども、そういう過去の何年間の連続のデータの中で、今のダムや河川の堤防とかそういうものの管理、整備をやるようになっていくんですか。

森河川振興課長

ただいま、那賀川の河川整備計画の変更に関しまして、洪水量のお話を頂きました。各河川の整備計画、あるいは整備基本方針なんかを策定するに当たりましては、各河川でどのぐらいの洪水量を対象に整備をするかというものは計画洪水量というものでございます。これにつきましては、委員のほうからもお話がございましたけれども、過去の降雨データを基に降雨確率の計算をいたしまして、例えば、何十年に一遍降る雨を対象に整備をするというようなものを決めておるといところでございます。

西沢委員

ということは、今度の那賀川水系の整備計画については、何年から何年までのデータを基にしているんですか。

森河川振興課長

すいません。今、ちょっとすぐに詳しいデータが出ないんですけど、戦後ぐらいすぐです。

西沢委員

データは後で構いません。

前に、私は、吉野川のことで大問題になった時に聞いたことがあるんですよ。過去30年間のデータでやっているということ聞きました。じゃ、いつからいつまでのと聞いたら大分昔だったんです。今は、年々雨の量が大きく変わってきていますね。昔、100年前と今とでは雨の降り方はものすごく変わってきています。その中で、多分、計算方法なんかは変わらんのかなと。計算方法、過去30年でも、いつからいつまでというのは大分前のことじゃないのかなと思ったりします。

今回、那賀川の水系の整備計画を変更するというのに当たっては、だから、いつからいつまでというものを直近のデータ、それとまた、これからどうなっているのかと。直近のデータだけじゃなくて、雨が多くなっていっていると。これに対してどう捉えるかということが本当にこれからの整備の在り方と違うのかなと思うんです。川だけにもたすのか、オーバーしたようなものを周辺でもたすのか、いろんな角度がありますがけれども、もともとのデータの考え方というのをどうするのかというのが気になるんです。昔からのやり方だったら、今のこの雨がだんだんだんだん大きくなってきているときに、それでいいのかなと思ったりします。だから、それをちょっと聞きたかったんです。

森河川振興課長

すいません。今回の台風11号のことかと思うんですけども、整備する計画洪水量の考え方でございますけれども、例えば、今回、那賀川の河川整備計画の変更を御報告させていただいておりますけれども、今回につきましては、地震・津波対策ということで、河川整備計画は平成19年に策定させていただいておりますけれども、その19年の時には平成16年度までの降雨データを基に策定させていただいたもので御報告させていただいたものでございます。

西沢委員

何年，30年。

森河川振興課長

いや、過去いつからのデータというのはちょっと今手元にございませんけれども。それで……。

西沢委員

後で調べておいてください。私が聞きたいのは、昔と今とどれだけ違うんかということをもっと聞きたいんです。今のやり方はそれでいいのかどうかというのを聞きたいんです。だから、ちょっと調べてください。

岸本委員長

午食のため委員会を休憩いたします。（11時55分）

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時05分）

西沢委員

さっきのお答えは何年から何年でという、ちょっと教えてください。

森河川振興課長

那賀川における計画洪水量策定に当たります雨量のデータでございます。那賀川の河川整備基本方針を策定するに当たりましては、まず、昭和5年から昭和46年まで42年間の降雨を統計処理させていただきまして、その処理の結果、100年に1回の降雨をまず出しております。その降雨を基に流出算出をしております。基準地点におきまして何トンの洪水が到達するかというのを算出しております。その算出した数字を、今度は昭和5年から平成16年、75年間の洪水流量に当てはめまして検証した上で今の基本計画流量というものが出されているということです。

（「昭和5年から、平成何年」と言う者あり）

昭和5年から平成16年までの洪水量を検証しております。

西沢委員

すいません、この検証とはどういうこと。昭和5年から昭和46年を、まず一つの区切りとしてやっていますね。でも、その昭和5年から平成16年を検証とは、これから出しとんですか。また別に測量してやっとするんですか。

森河川振興課長

まず初めに、100年に一度の降雨を出すに当たりましては、昭和5年から昭和46年までの42年間の降雨で、基本的に降雨がどのくらいあるかというのをまず統計処理して算出させていただきます。それを基に計画の洪水量というものの試算を出させていただきまして、それを今度は平成16年までの洪水に当てはめて、その数字が適切かどうかというのを検証しているということでございます。

西沢委員

だからです、問題は。昭和5年から昭和46年ということは、もう43年前で昭和46年になるんですね。43年前までのデータから今どうするかということは、そういうことは、今回の那賀川水系の河川整備計画も、この一番大元は昭和5年から昭和46年のデータを基にしているということですね。これは、変わりませんね。

森河川振興課長

今回、一部改定いたします那賀川水系河川整備計画でございますけれども、この河川整備計画につきましては平成19年に策定してございます。その19年に策定するに当たりまして、前年度の平成18年に那賀川水系河川基本方針というのを策定してございます。

（「期間だけでいい、基の期間だけでいい」と言う者あり）

それで、これの算出に当たりましては、平成16年までの洪水を検証の対象値としてございます。あくまでも平成16年までが対象ということでございます。

西沢委員

いついつから平成16年までの雨量を基にして今後の計画を立てるということでいいんですね。いつからですか。平成16年までと言いましたけど、いつから。

森河川振興課長

河川の整備計画あるいは基本方針を立てるに当たりましては、対象となりますのは洪水流量でございます。洪水流量につきまして、昭和5年から平成16年までの実測の洪水流量と、それまでに計算しました流量をチェックして検証した上で、その数字が正しいということを出して平成18年の基本方針に定めたということでございます。

西沢委員

結局、昭和5年から平成16年までの長い期間にわたってのデータを基にしていると。そのときに、だんだん量が変わってきていますよね、雨量が。そういう雨量の変化も考慮して、それだけ長かったら、大体、雨量の変化も分かると思うんです。やっぱり今までのデータを使って今後の方針を出すに当たっては、今の雨量の変化というのをほんまに考慮せ

んかったら、それで堤防の嵩^{かさ}を上げるという単純な話だけではないと思いますよ、やり方はいろいろあると思いますから。けれども、現実的に雨の量がごっつい変わってきよるということも踏まえた計画にしてほしいということなんです。これは、国の方針が決まったらもう無理なのかな。やり方は決まっとんかな。

森河川振興課長

先ほど私のほうから御説明させていただきました流量の算出方法につきましては、国のほうで定められたものに従いまして、那賀川の河川整備計画におきましては、国と県併せて策定したものでございまして、それに準拠したものと考えてございます。

今、委員のほうからお話ございましたような話につきましては、まだ今後の国の動向を十分見極める必要があるかなと考えてございます。

西沢委員

この那賀川の計画はこれからいろいろな人が、識者が集まってやるんですよね。そんな中でそんなことも含めて、今までのデータがこうだから平均してこうだからって、当然、変化していきよる、ごっつい変化していきよるんで。それを見越したやり方というんで検討してほしいなど。これは、那賀川に限らず、どこもやれる所はどこもそういう形で考えてほしいと思うので、そういうことも題材に入れてやってください。それだけ言っときます。

それから、夏から急激に秋、また、急激に冬、秋は多分短いと思うんですけど、いつも春とか秋とか、季節的にだんだん短くなってきとるので。衣替えの季節ということですけども、津波とかそんな災害で避難するに当たっての避難袋とか備蓄品とかいろいろありますね。そういうようなものを、そろそろ季節に合わせて衣替え、又は備蓄品の米とかそんな食料品も古くなったらいかんということで交代するとか、そんなことに対する見直す時期というのはやっぱりあると思うんです。それを、例えば、冬から春、夏に変わったとか、そういう季節ごとの変化に合わせた服など、持ち出す物は、避難袋に入れとる物は、そういうことも踏まえてやるとか、やっぱり一つは、そういう季節的变化、それから、食料を新しくやり替える、そのほかには、防災に対する危機管理、危機意識ですね、そういうことも踏まえて、日にちを、例えば防災の日は決まっていますよね。でも、それとはまた別に、家庭の防災の日みたいな、年間に二回か三回か、その季節ごとの備蓄品の変化も考えて、そういう家庭の防災の日なんかを決めて、それで、注意喚起も含めて家庭の在り方の見直しということをやってみたらいいんじゃないかなと思うんです。いかがですか。

志田防災人材育成センター所長

備蓄に関する御質問を頂きました。

（「備蓄だけではありません。家庭の防災の在り方」と言う者あり）

家庭の備蓄に関しましては、非常の持ち出し袋を用意するとか、あるいは最低3日分、食料などを備蓄しておくとかいうような災害時の備えにつきまして、防災の出前講座でありますとか防災センターでの啓発活動などで周知を図って普及に努めているところでございますけれども、特に、食料につきましてはローリングストックの普及ということで、ふだ

ん使いをしながら備蓄しようということで、ふだん食べているもの、飲んでいるものを少し多めに買って置いて、それを使いながら備蓄するというような、ローリングストックの普及に努めているところでございます。

それで、委員からお話のありました、例えば、衣服等の持ち出し袋での備えの件につきましても、そういうローリングストックと併せて、季節の変わり目などに着目したような形で、正に持ち出し袋も衣替えしていくというようなところの普及を、ローリングストックと併せて普及啓発を、「日にちの設定を言っている、日にちの設定を」と言う者あり）ちょっと、その年間何日というのは難しいところはございますけど、そういう視点を持って備蓄の普及啓発に努めてまいりたいと思います。

西沢委員

常日頃の普及啓発じゃなくって、もう日にちを決めて、限定して、その日に集中してみんなが考えてみるんだということのほうがインパクトがあるんですね。防災の日も、防災をずっとちゃんとやろうじゃないかじゃなくて、防災の日を決めて、その区切りで一遍ちゃんとやってみるということで、防災の日、9月1日って決まっと思うんです。それを、今度は家庭版としてやったらいいのかなと。

例えば、各個人個人に、病気にかかって薬の問題とか、そんなんもいろいろあるんですね。薬も多分、使用期限みたいなもんがあるんじゃないかなと思ったり、そういうのを見直しとか、今、病気がこういうふうに変わってきたということの証明を、例えば、社協がまとめたりしていますけれども、そんなところにちゃんとやり替えるとか、そういうことの区切りにしたらどうかなと。ずらずら行くんじゃないかと、もうその日を決めてやると非常にやりやすいんじゃないかなと。日にちを、ターゲットを決めて、と思うんです。だから、日にちを、1年に一遍がええのかどうかというのは分かんないですけども、そういう季節も含めて。最低二日要るんだなと思ったりするんですけども。そういうことをちょっと検討してほしいなと思うんですけども。もう部長さん、言うて。

床桜危機管理部長

今、個人の家庭における家庭の防災、正に自分の命は自分で守るんだということで、FCPという取組をさせていただいております。防災に係る記念日的なものとしては9月1日、これは、県の震災関連の日であるし、11月5日が津波防災の日である。あるいは12月21日は、御案内の昭和南海地震の、あるいは1月17日、3月11日と、こういうことで、防災をしっかり考えていただくような、そういう期日も現にあるわけですから、今、委員御提案いただいた件というのは、しっかり内部でも議論させていただいて、より効果あるものにしていきたいと思っております。

西沢委員

各家庭の防災の日みたいな形で、たんすの位置とか、そんなんが正常かどうかとか、そんなんのチェックとか、やっぱりちゃんとやれる日を作ったほうがやりやすいと思いますので、ちょっと検討してほしいなと、こういうふうに思います。

それから非常に気になるのが、今、空き家対策でいろいろやっていますけれども、当然

ながら空き家というのは古い空き家が多くて、それを地震によって、また津波によってやられる。その前に取っというほうが逃げやすいんじゃないかとか、それが壊れて逃げにくいとか、いろいろ取り除いたほうがやりやすいというところがいっぱいあると思うんです。

ただ、本当に空き家だけと言うんでなくて、例えば、避難通路ですね、避難場所に向かっている避難道路なんかいうたら、周りに空き家だけじゃなくって倉庫の場合もあるし、塀の場合もあるし、危ない塀もあるし、そういう危険なものに対してどう取り組んでいくのかというの、今の避難場所だけじゃないですよ。例えば、国道、県道、町道ですね、壊れてきて塞ぐ所がないかどうかとか、JRもそうですね。JRも、線路にかぶさってきとる急傾斜なんかは一生懸命やっていますけど、そのJRの線路に、例えば、地震とかでがさっと崩れてきて建物が崩れてくるような、そんなんまで入っとなかなど。でもこれは多分JRはやらんと思いますけども。そういうようなことも含めて、地震によっての危険物ですね、それを全体的に、本当に必要なものは、早急にやらないかんものはやれる体制になっとなかいかんというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

避難場所に逃げるための避難路についての安全対策というような御質問でございますが、現在、南海地震防災課のほうでございます、「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業におきましては、避難路のほうで危険なブロック塀とかそういうものがございましたら、市町村が事業をする場合につきましては補助して対策をするということは事業化をしているところでございます。

西沢委員

県道、国道なんかでも、特に国道なんかいうたら緊急車両の道路になっている場合が多い。県道でもあると思います。そういう災害が終わった後の必要な道路というのはできるだけ通行可能なようにせないかんですね。当然、津波がきたらしゃあない、そういうこともありますけども、でも、津波がこない所でも避難せないかんときもあるし、そういうようなことをどうするかということをやっぱりちょっと考えてほしいなど。

特に、JRなんかは、やるところも今のとことないんじゃないかな。JRがやらなかったら、今のところ、どこもやるというところ、部署がないんじゃないかなと思うんです。でも、線路にばさっと古い建物が、また、倉庫がかぶさってきたときに、取り除くのにかなり時間がかかって大変ですよ。それが、じゃ、1か所、2か所、少なかったらまた早いでしょうけども、それらが多かったりしたら、ほかの所にも手が回らんという中でまたそれを考えないかん。

そういうことをやっぱり、県のほうも、これ、やるところがなかったら国のほうにどうするんですかということをお尋ねしていかないかんのじゃないかなと思うんです。当然、国道、県道、町道なんかでも、必要な所、必要な道路はそういうことがないような、単なる空き家対策だけでなく、避難道路も、極端に避難場所に近い所だけじゃなくって、全体的にそういうようなことをどうするかということも含めてやっていかんかったらいかんのじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

久保道路整備課長

県管理道路沿いの空き家対策についての御説明をさせていただきます。道路沿い、今の空き家が倒壊したり破損した場合に、道路の通行止め等ばかりじゃなくて避難活動や救援活動の支障となってございます。そういうことで、空き家の類いにつきましては、所有者の適切な管理というのがまず基本的なことなんですけれども、昨年から住宅課のほうで老朽危険空き家除去支援事業というのを創設しておりまして、空き家対策の推進に取り組んでいるところでございます。

久住道路局長

今、久保課長のほうから、災害時におけます避難路としましての道路の確保ということで、空き家対策につきましては、今、そのような事業があるという御案内でございましたし、もとより、基本的に、緊急輸送道路の必要性というのは言うに及ばずのところでございます。現在、県におきまして路線数は48路線、その道路延長におきましても1,000キロメートル余って、ルートを決めましてその整備を進めているところでございます。県南のほうの、とりわけ南海地震に対しましての津波う回ルートでありますとか、そういうのを、海部道路を含めまして、緊急道路でありますとか、そういった整備を進めることによりまして緊急輸送路の更なる強化に努めていきたいと考えているところでございます。

西沢委員

これ以上もう言いませんけれども、そういう空き家対策という意味じゃなくて、やっぱり災害時の対応のためのそういう空き家、倉庫、ブロック塀、いろいろありますけれども、そういうことをやっぱり、もうちょっとちゃんと見渡して、やるべきことはやっていくと。それで、緊急時でも、即、間に合う、行けるということでやっていっていただきたいなと思います。

JRに関しましては、これはJRに言うても多分無理でしょう。だから国のほうに、こういうようなことに対して、もしこういうような場所があるんだったら、やっぱり国のほうにもその対応策を考えていかないかと。私もずっと見て、どこが悪いかというのはちょっとぴんときませんけれども、そういうことがあるんだたらそういうこともやっていかないかなというふうに思います。

最後にまとめて、部長、ひとつよろしくお願いします。

床桜危機管理部長

いわゆる南海トラフ巨大地震などの大規模災害時における避難ということでございます。要は、しっかりと住民の目線に立って、自分の命は自分で守るんだということは、まずは、しっかりとやっていくということと、あとは行政が、私どもだけではなくて、県土整備部が連携を取って、事前にそのリスクというのを少しでも軽減しろと、こういう御指摘であろうかと思えます。やはり正にそのとおりだと思いますので、そうした形で、いつ来るか分からないというのは非常に緊張度も高まっている中でございますから、少しでも早くリスクを低減できるようにという形での取組をやってまいりたいと考えております。

久住道路局長

先ほど、緊急輸送の路線の数を48路線と申しましたが、平成24年度に追加されておりまして、現計画では76路線であります。失礼しました。

笠井委員

私も何点かお尋ねしたいと思います。

この度、徳島県生活再建特別支援事業ができて、本当に私も評価をしているわけなんです。本当に被災に遭った方が復旧あるいは復興を速やかにするためには、やっぱり県ができる補助はしてあげると非常に助かるんじゃないかなと思っております。これができたことに対しては評価をするんですけども、これに至る経緯ですね、起こってしまったから補助するんじゃないくて、私がいつも言うのは、事前に分かっていることは先に対処せえと。そしたら被害にも遭わないだろうし、あるいは費用効果が、被災を受ける、受けないということで、そのほうがずっと効果が上がるんじゃないかということで私もいつも言っどるんですけども。

この6ページの河川海岸維持修繕費、この度補正で2億円ぐらい付いどんですね。これだけ、今回、大きな浸水が徳島県下で起きた。恐らく極端にテレビあるいは報道で大きく報道された地域の方々は、こういう支援事業があるということで申請もしてくるかと思うんですけども、県が把握している以外でも浸水が起きて大変だというのが随分あると思うんです。言うてきている人もあるかもしれませんが、泣き寝入りしている方も随分あるんじゃないかなと思うんです。これだけの大きな被害が出たにもかかわらず、維持修繕費が2億円しか付いていないんですね。これ、26億4,300万円ですか、当初予算でこれだけやらなきゃいけない所があるって分かっているから予算を組んでいると思うんです。いざ被害が起きて、修繕費にたった2億円しか補正額で出ていない。2億円と言いますと本当に0.0756、その程度なんです。だから、2億円だけと言うたら大きいかと思うけど、これだけ当初で予算を組んでいるということはそれだけしなきゃいけないことがあると思うんです。いざこれだけの被害が出てたった2億円しか組んでいない。この2億円というのは、大体、どこへどうしようと思って補正に上げてきたものか、ちょっと教えてほしいんです。

森河川振興課長

今議会におきまして、先議ということで9月補正で、河川海岸維持修繕費、2億円の補正をお願いしているところでございます。その内容でございます。冒頭のほうで副部長のほうから予算の内容を若干御説明させていただきましたけれども、もう一度同じ話になるかと思っておりますけれども、御説明させていただきます。

この内容でございますけれども、今回の11号、12号台風を受けまして、県内各地で浸水被害があったということで、一つといたしまして、今回の洪水の痕跡調査を実施することといたしております。それに加えまして、今回、被害が大きかったような所を、痕跡調査の結果も検証しながら、緊急性の高い所の土砂あるいは流木とかを撤去を予定していると、主にはそういう内容でございます。

笠井委員

被害があった所を調査するだけなんですか。それとも、仮設的に補強するとか、そういうことはこの2億円の費用には入っていないんですか。

森河川振興課長

今回の補正予算をお願いしてございますのが、先ほど申しました、洪水痕跡の調査と緊急性の高いような土砂あるいは流木の撤去を前提としてございます。

笠井委員

県下全体で2億円と言うと、本当にどこにお金を持っていくのか私もよく分らないのですけれども。私ども川内町も、いつもこれ、私、言よんですけれども、河川の整備をしてくれと言うけど、お金がなかなかありませんのでね。せめて、嵩上げ^{かさ}だけでもしてもらえんだろうか。嵩上げ^{かさ}、土のうを積むだけでもいいんですね。というのが、榎瀬江湖川の例をとってみますと、16年の台風あるいは23年の台風で本当にたくさんの民家が漬かったり、23年だったですか、あの時は。玉鳳院とか葬会館て川内にあるんです、葬祭場の前に。亡くなる方って、台風やから亡くならんわとかいうんじゃないんですね。本当にたまたまその日、玉鳳院で五つもお葬式があって、葬祭場へ車が行かないということで、私も副市長に電話して、すぐ見にこいということで、徳島市の施設で使えんでないかということで、徳島市の市長も副市長も見てきてくださいますして、何とか葬儀が出せるようにしてくれと言うたけど、結局、二日ぐらい漬かったままだったんですね。それは、なぜかということなんです。

たまたま現場へきた副市長が、徳島市の施設がそういうことで使えないということで、金岡に排水機場があるんですけれども、この排水機場1機では、上別宮、金岡辺りというのはすぐ水没する地区なんで、とても無理だということで、もう1機新設をするということで市のほうは決めていただいたんです。私も、県議になりましてすぐに、高速道路の下、あの下がなぜかそこだけが堤防が円形になって、くみ出しただけ水が入ってくるんですね。これはあかんということで、すぐ言いましたら、きれいに整備をしていただきました。あそこからは水が入らなくなったんですけれども、あの高速道路の下から金岡のポンプ場に行くまでの間、大体、台風が来る時期というのはもう草がいっぱい生えて危ないし、近寄る人もないし、わざわざ見に行く人もないんですけれども。たまたま私の同級生が金岡のポンプ場の管理をしまして、くみ出しに行かないかんということで、あの土手を通っていったわけなんですけれども。あの土手からどンドンと入ってきているわけなんです。だから、これ、徳島市がもう1機ポンプを付けたら、多分あの辺りの浸水はないだろうと言うんですけれども、かい出しただけ入ってくるんです。特に、ポンプ場の近くというのは一気に水が排出しますので盛り上がるんです。ずっと今切川に通じる頃になるとなだらかになっていく。だから、そこだけでも嵩上げ^{かさ}しないと、本当に何のためにポンプを付けたんかなと。ポンプの効能がなくなってしまうので。だから、河川改修を早くしてくださいというのは、もうこれは町民の願いでありますんでしてほしいんですけれども、私も町民の皆さんに、とにかく県も非常に厳しい予算でしているんだと。今回の県下一円でああいう大きな災害があったから、なかなか回ってこんのじゃと。やっぱり人的被害があったり大

きな被害があったらすぐ対処してくれるんやけど、何とか被害が小さい場合やからなかなかこっちまで順番にはこないと言って説明はしよんじゃけど、全面的に堤防を直すというたらお金がかかると思うんです。土のうだけでも置いて嵩上げ^{かさ}、特に、そういうポンプ場の所というのは盛り上がりますので、そこだけでもしてもらえればその地区は随分助かるんじゃないかな。また、新たなポンプを付けましても本当に水が引くんじゃないかなと思っているんです。

理事者の方に聞いてみますと、先生、そこだけじゃないんですよと、ここを上げたらこっちがまた低くなりますというんです、説明では。私も、ここを見といてよと言ったら、職員さん、すぐ見に来ていただいてしたんですけども。黄金橋のちょっと上流になるんですけども、グラントワーの前と言うても分からんと思いますけども、榎瀬江湖川の真ん中ぐらいなんですけど、そこの堤防も非常に低くて、ちょっと異常潮位とか、あるいは台風が来ると、水が、県道の富吉久木線かな、この間も50センチメートルぐらい県道が漬^ひかっただんです。それは、なぜかという、やっぱり堤防が低いんです。そこに樋門^ひがありまして、ほんで、その樋門があっても堤防を超す水なんで全部内側に入ってきているんです。だから、特に悪い所、分かっている所、こういう所は、もう堤防を直せと言いません。土のうだけでもええので、そういうふうな対処をしていただければ被害も少なくて済むし住民も安心できるんじゃないかなと思うんです。

これは、確かに、県全体の河川計画もあると思いますけども、そういう分かった所で、しかも、被害が出たら大きい被害が出る所で、土のうによる嵩上げ^{かさ}ぐらいは早く対処してもらえんדרוךか。補正予算も、もっと組んでいただいても決して怒りませんので、こういう人命に関わる予算は何ぼ使うと言うても、私、すぐ承認します。どうですか、こういう所、分かっている所は早急に直していくということなんですけども、ちょっと御意見をお伺いしたいんですけど。

森河川振興課長

ただいま、委員のほうから、徳島市内、川内町にございます榎瀬江湖川だと思ひます。そこの県道黄金橋付近の堤防から溢水^{いつすい}したのではないかというようなお話を頂いてございます。県におきまして、今回の台風11号、12号を受けまして、その後、県の職員をそれぞれの河川に足を運ばせまして浸水の被害なんかを状況確認しているという所もござひます。その中で、榎瀬江湖川におきまして、一部区間におきまして溢水^{いつすい}をしたという報告を受けてございます。今、委員のほうから、土のうでも設置できんדרוךかというお話がござひましたので、再度、詳細に現地を確認させていただいて、上下流あるいは左右岸というような全体的な状況を確認の上、緊急性があれば必要な対応を取らせていただひきたいと考えてございます。

笠井委員

以前に公民館へ避難した地区があるんです。それは、やっぱり榎瀬江湖川の溢水^{いつすい}で新興団地のほうに水が入ってきたということで、これは、新聞報道でも大きく報道されまして、その地区、家のある地区は、すぐ土のうで堤防を上げてもらたんです。言わないと、言わない地区はどうしても後回しになるんですけれども、いつも私、言っているんです。川内

って、どの堤防が切れても全部潰かってしまう地区なんです。ですから、ここが切れたらこっちはいけるだろうや言うんじゃないで、やっぱり早く、分かっている所だったら、土のうってお金幾らかするか分かりませんが、そんなに高いもんじゃないと思うんです。ですから、とりあえず、分かっている、^{いつすい}溢水している所、あるいは新しくポンプが設置されて水が盛り上がる地区は、早急に現地も調査してもらったりして対処してもらえんかなと思っております。あんまり言っても、職員の方も、私が報告するとすぐ現地調査してくれて、こうしています、ああしていますと言ってもらっているのです、それは、それでよしとしますが、見に行ってくれるだけじゃなくて、本当に危ない地区は早く^{かさ}嵩上げだけでもしてもらえたらいいなど。また、地震の対策は、これは、堤防が1メートル下がるとかいうのはまた別の問題で、とりあえず、大雨が降っただけでも潰かるような地区はそういうふうにしてほしいなど、これは、要望にしておきます。

それから、実は昨日、ここにも載っております徳大の田村先生が川内地区の震災避難マップ作成ということで講義がありました。私も行ってまいりました。その時に田村先生にお伺いしたんですけれども、田村先生、この川内の3分の1の地区は避難困難地域に指定されとんですって。これ、先生、誰がこんなこと決めたんですかって聞いたけど、答えてくれなかったんですけれども、これって部長、誰が避難困難地域って決めたんですか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

津波避難困難地域を誰が決めたのかということでございますが、津波避難困難地域、各市町村のほうでも津波避難計画というのを立ててございますけれども、その地区におきまして、津波が発生してから、ある一定の時間内に避難ができないエリア、そういうのを、避難場所がどこにあるかというのを調査した上で避難できない場所というのを特定いたしまして、それで、その地域を避難が困難な地域であるというようにしたということでございます。

笠井委員

それは十分分かります。そうじゃなくて、これは、県が指定したのか、避難困難地域って。あるいは、市が指定したのか、あるいは、国が、ここは避難困難地域ですよって指定したのかというのを聞きたいんです。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、誰が指定したのかということでございますが、そもそも、津波避難困難地域というのは指定というようなものではなくて、そういうふうな避難が困難な地域であるというように定めたということでございます。定めたというか、結局、避難しなくてはいけない地域の方が、例えば、半径500メートル以内にどういうふうな避難場所があるかというようにところを確認した上で、その500メートル以内に避難ができる場所がないというように、そういうようなのを地図上で検討いたしまして、津波が来るまでに避難ができないというような地域、それらの地域をお示ししたというようなことでございます。

（「県がお示したのではないんですね」と言う者あり）

市のほうです。

（「徳島市」と言う者あり）

はい、市のほうが津波避難計画というのを立てた中でやったということでございます。

笠井委員

これは、県が指定したんじゃないで徳島市がここは避難困難地域ですよって決めたんですか。徳島市が決めたんですか、国や県じゃなくて。すいません、もう一度、はっきりそのところを言うてくれますか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

これは、市のほうが津波避難計画を定めた際に、ここが避難困難地域であるというふうに決めたということでございます。

笠井委員

いずれにしましても、避難困難地域って決められ、川内だけじゃないですよ、避難困難地域があるのは。そうすると、本当に地価も下がるし、住民も非常に不安がるんですね、逃げるところがないって。私も市議会時代から、何とかこの避難困難地域の名前を消そうということで、横断道路の上に避難場所を造ってくれとか、あるいは、NEXCOの大内所長にも、徳島県や市ではこの高速自動車道路の上がる階段やいうんは造れないんですと、だから、あんただって、何かあったときには階段登っていかなあかんだろうと、だから、NEXCOが自分のところの管理監督のために非常階段を付けてくださいよということで所長にも了解いただいて避難階段を付けていただくことになりました。扉は、いざ何かあったときにはすぐに壊せるような扉にしてくださいよということでお願いしてそういうことが付くようになりました。

それができて、私も、この地区に避難困難地域、解消するんかなって実は思ってたんです。ほんで、この田村先生に、実は、避難所もできて、内堤である横断道路もできた。これで大丈夫ですかと言うたら、いや、笠井さん、それ違いますよと言うんですよ。堤はできたけれども浸水深は変わりませんと言うんです。ただ、いきなり来る津波は、その堤で一旦は受けられますけども、東西とか南北に道があるので、その道を通れるように、4メートルぐらいの穴を掘ってしとるので、そこから水が入ってきて、だから、逃げる時間は長くなったと。一気にこない分、徐々に来る分、逃げる時間は確かに長くなるけども、浸水深は一緒なんですよと言われたんです。

とすれば、今できている横断道路がマリンピアのほうに行くにしても、土盛りでしてくれと言いますけども、土盛りでも、やっぱりあの地区って避難困難地域なんですね。ほなけど、行政が避難困難地域って決めて何もしないというのもおかしいことなんです。自分が、ここは逃げるところはありませんよって、あんたたち、死んでもしょうがないですよって決めてですよ、それに対して何もしない。そんなばかなことないですね。それだったら、税金やって払わんでよろしいですよと言うてくれたら、それは、住民やって納得しますけど、税金は払いなさい、津波があったときはあんた知りませんと言うんでは行政の仕事としては納得できないな。

そこで、川内町、あの地区というのは非常に農家もたくさんありまして、TPP問題で

非常に揺れまして、お米が30キロ、4,500円でしか買うてくれん。ほんで、今年のように大雨が降りますと、張りが悪いとか、あるいは品質が落ちたということで2等、3等。ひどいんだったら、もう2,000円でも買うてくれんような値段ですね。そういう中で農業を続けていかなきゃいけない。何かええ方法ないんかな。せめて人命だけでも守れるような方法はないんかということなんですけれども。

例えば、芋農家なら何とか今のところ行けていますので、例えば芋農家が今の徳島道に続いた道と、今度できます旭野地区ですね、横断道路、この間、それから、しらさぎ大橋へ、私、逃げなさいと言ひよんですけど、その間の地区って、川内って広いんですよ。本当に距離があるんですね。だから、陸前高田で女性の校長先生が、教育委員会とか、あるいは行政が心配ないと言ひよんたけど、これは逃げなさいと言ひよんて全員助かったんですね。そういうふうに、やっぱりいけるだろうということであっても、より高い所へ逃げる。大体3メートルから5メートルぐらいと言われとるんですけども、そこへ農業倉庫とかを建てる場合に、大体農業倉庫って2階ぐらいしか建てんのですよね。3階部分をその地区の避難場所にするということで補助金を出すような形にならんのかな。3階へそういう場所ができれば、農家の方も、非常に使い便利な農舎ができるであろうし、その地区の住民、農家だけじゃありませんので、近所の人、あるいはお年寄り、足の悪い方が、なかなか歩けない人でも、しらさぎ大橋へ逃げたり、あるいは東環状へ逃げられないような人でも、近くにそういう施設があれば逃げられるんじゃないかなと思うので、近所の人。そういうのを、これ、避難困難地域って付けとんだったら、こういう名前が付いている地区だけでも特区を作って、この地区は避難困難場所じゃって、だから、そういう制度でもって農舎を改装するときとかいうときにできるもんかな、できんもんかなと思うんです。でも、避難困難地域ということになればそういう特区も作ってもいいんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか、私の考え方。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、津波避難困難地域に特区を作るなりをして、農業用倉庫を造る際に津波避難場所を兼ねるといふようなことをやってはどうかということでございます。津波避難困難地域におきましては、現在、津波避難タワーの整備でございますとか、民間建築物に対する津波避難ビルの指定、先ほど、委員ありましたように、高速道路の活用でございますとか、そういうようなことで官民の力を合わせて津波避難場所の確保を図る必要があるといふふうに考えてございます。

県におきましては、市町村が事業主体となって実施する津波避難場所の整備に対しましては、「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業におきまして市町村に補助をしております、津波避難タワーの建設費用でございますとか、市町村が津波避難ビルに指定する民間建築物の外付け階段、手すり、そういうようなものを設置するための費用につきましても補助をしているところでございます。

委員御提案の、津波避難場所を兼ねる農業用倉庫につきましては、津波に対する安全な構造でございますとか必要な高さでございますとか、そういうものが確保できましたら、津波避難困難地域における津波避難場所として有効であるといふふうには考えてございます。今、提案にございました特区につきましては、この場ですぐに返事をするということ

はなかなか難しい、いろいろな課題もあるというふうに考えてございますので、関係部局とも協議しながらその可能性等も含めまして検討してまいりたいと考えております。

笠井委員

避難タワーとかいうのは市町村がするという事なんですけども、なかなか、あの地区ってしてくれないです、徳島市も。だから、そういうふうな特区を作ってできるような方法を県から提案してもらって、あるいは国にも運動してもらって、こういう補助金を付けられますよということで徳島市のほうにも、是非、県のほうから言ってほしいです。そうせんと、いつがきても、多分、できないと思います。だから、ちょっと3階部分の補助を乗せるぐらいだったら、例えば、農家が全部やりますやいうことはないんです。古くなったのを、使えるようにやる、悪い農舎、建て替えようかという家はそんなにようけはないと思いますし、そういう補助金も大したことじゃないと思うんです。だから、是非、そういうことを検討してもらって、本当にあの地区の人たち、あるいは川内以外でも避難困難地域はありますので、例えば、会社の社屋を建て替えるとか、そういうときはそういう補助金が出るということであれば建て替えやすいと思いますし、また、強度的にも強くできるんじゃないかなと思いますので、是非、これは、検討してほしいなと思います。一応、要望に代えておきます。

長尾委員

午前中に部長のほうから説明のあった事柄についてお聞きをしたいと思いますのですが、まず、この徳島県生活再建特別支援事業、これについては、何人かの委員さんからも質問がございました。その中で、私も今回阿南市の被災現場等には国の調査団も一緒に参りまして視察をさせていただいたところでございます、その後の県の対応についてはスピーディーな対応だとも思っているところでございます。それは評価をするところです。

ただ、問題は、余りにも早く出て、さらに、また後追いで非常に充実したものが出たような気がしますし、一回、市町村の担当者に県の考え方を示して、しかし、その段階では、まだ十分な現場での細かな、この対象になるかならないかとか、さらに、後で県が一つの丸投げと言うか、説明をまとめるというようなこともあったと思うんですが、今日県議会に、これが先議で出てきまして、ここで承認されればこの予算が動いていくということになるかと思うんですが、そこで、大事なことは、被災住民の方にこのお金が適切にスピーディーに行くことが非常に大事だと思います。そういう中で、今後のこの申請スケジュールと言うんですか、窓口は市町村になろうかと思えますけれども、今後の申請のスケジュール、具体的にどのように被災住民までこの内容を伝えてどのようにして申請するのか、これをまずお聞きしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、徳島県生活再建特別支援事業につきまして、今後の申請のスケジュールについての御質問でございます。この制度につきましては、県が制度を作るということを発表いたしましたして、現在、既にもう制定を終わっているところもございまして、対象となる市町村のほうで要綱を作成していただきます。その要綱を作成していただきましたら、

県のほうに対しまして交付申請なり指令前の着手届なりを提出していただくと。それに対して県のほうで交付決定なり承認をされました後で受付開始ということになりますけれども、現在、那賀町と海陽町のほうで住民の方々に受付の申請の開始をいたしております。町村によりましていろいろ住民への周知というのはありますけれども、那賀町とか海陽町につきましては、各戸に申請書類と言いますか、それらを発送いたしまして、それから後、広報の送付とかそういうようなことで周知をしまして、現在、受付をやっておるといところでございます。

また、阿南市のほうでは、今、22日から地元の説明会を開催いたしまして、その際に申請書をお渡しするというようなことで、今後、申請の受付というふうな作業に入っていくということになります。

長尾委員

これ、那賀町、海陽町、阿南市、当然、それ以外の市町村にも被災者はいらっしゃるわけですが、若干やっぱり市町村ごとに対応とかスケジュールが違うという現状があると思います。

そういう中で、今も少しお話があったんですが、これ、被災者のところに具体的に申請書類はどうやって届いていくのか、ちょっともう一回確認したいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

これもまたまたいろいろ町村によって違うわけですが、各戸に文書を送付する市町村もございまして、説明会を開催してその際に各戸にお渡しするということもございまして、あと、市町村によりましては、被災戸数が少ないというようなところについては直接お渡しするというようなところもあるというふうに思います。

長尾委員

今、最後にお話のありました、直接お渡しをするということは非常に大事なことで私は思っています。というのは、今回、例えば、阿南市の加茂谷中学校が象徴的に全国に映像が流れたり、その周辺の方々は大変な床上浸水であるとか、そういうふうになっているわけですが、その被災者が、80歳過ぎの高齢者の御婦人が一人というようなところもございまして。お子さんは県外にいるというような方、結構、高齢化社会でありますから、そういう方は、私は結構あるんじゃないかと思うんです。だから、そのときに、申し訳ないけど、どちらかという、日本という国は申請主義で、役所に書類を取りにきなさいというのが一般的には多いので、申請書を出しなさい、取りにきて書いて出しなさい、今の御報告では、郵送してそれを返すということになるかもしれないし、届けるということもあるかもしれない。それぞれの市町村によって違いは、今の報告で、あるわけですが、先ほどの部長の御説明の中で、被災者の立場に立ってきめ細かな政策とか対応というのが私は求められると思うわけでありまして、なかなか、目が薄くなって書類も書けないとか、役所の書類というのは非常に難しい書類が多いわけであって、それだけで、簡素化とか、ないしは代筆してあげるとか、私は、高齢化社会にふさわしい丁寧な対応で、安心して、県職員や市町村の職員の方は、御苦労ですけれども、是非、丁寧に早くそういうことが申請

をできるように要望しておきたいと思いますが、この点、ちょっと確認しておきたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、生活再建特別支援事業につきましては、申請につきまして住民目線に立ったきめ細かい対応をというようなお話でございました。この件につきましては、改めまして、各市町村にそういうふうに、きめ細かな対応を取って、申請漏れがないというようなことで対応していただけるように、再度、お願いをしていきたいというふうに考えてございます。

長尾委員

是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今回、私は、すばらしいなと思つたのは、広島の場合もそうでありますし、当然、東北の問題等、ボランティアによるそういう後片付けとかそういうものがかなり国民の中に意識が醸成していると、こういうふうに思ふわけでございます。そういう中で、今回、私も行った所は、80歳過ぎの高齢者の方がお一人、床上で大変な状況。そういう中で、三重の県外の息子さんが帰ってきて二人で後片付けをしていると。その上に、ボランティアの方がお手伝いをしてくださって大変助かっていると、こういう場面も見たところでございます。

そういう中で、今回、ボランティアの状況というか、海陽町社会福祉協議会の担当者の方がテレビを通じて呼び掛けたりしているような場面もございましたけれども、ボランティアの状況はどうだったのかということをお聞きしたいのと、あわせて、その中で、今回、間違っているかもしれませんが、阿南のどこかの高校生が、いわゆる駆けつけたという意味において、私は、周辺の高校生の方がそういうふうな取組、すばらしいことだと思いますし、今後、こういう災害はどこで起きるか分かりませんが、そういう場合に、特に、高校生、教育委員会なんかは、今回、こういった問題についてどのように周知をして、今後どのように対応を必要としているのかを併せてお聞きをしたいと思ひます。

大塚地域福祉課長

今回の台風被害に係ります災害ボランティアの活動状況ということで御報告させていただきます。

今回の8月豪雨によりまして、阿南市、海陽町、那賀町、こちらでは、現地の市町村社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設いたしまして、県内外から災害ボランティアの受入れ調整を行ったところであります。台風11号、12号の関係でございまして、8月4日から24日までの間に3か所の現地災害ボランティアセンターで計480件の災害ボランティアの派遣依頼がありまして、ニーズがあったということでございます。それで、延べ2,261人の災害ボランティアが現場で支援に当たったということでございます。

あと、県内の各市町村社会福祉協議会、それから、県の社会福祉協議会より延べ270名が派遣されまして、阿南、海陽、那賀、現地災害ボランティアセンターの運営支援に当た

ったということでございます。さらには、災害時に応援協定を締結しております鳥取県の社会福祉協議会をはじめとして、県外の社会福祉協議会から延べ118人が派遣されまして被災者の支援に御協力を頂いたということでございます。

高原体育学校安全課長

高等学校の関係につきましては、11号台風、12号台風、合わせまして、市町のボランティアセンターを通して参加した高校生については160名でございます。それについては、部活動の単位ですとか、あるいは学校のボランティアクラブを通したというふうな形でございます。ただ、個人で参加した高校生もいるようではございますけれども、その実数については把握してございません。どうぞよろしく申し上げます。

長尾委員

ボランティアの方も、東北の震災では、適切なボランティア、送る物や送る人の受け入れとか、そういったもの、うまくマッチングというのが非常に大事だというふうに課題も指摘されているところでございますが、今回の教訓も、更に次の、もしもの事態に備えられるようにしていただければ有り難いかなとこのように思います。

それから、西沢委員から、ボランティアの方にお礼を言ってくださいというような要望がありましたので、お伝えしておきたいと思っております。

それで、今回、県の職員の方も、担当、関わっている方は大変なお疲れ、御苦労だったと思っておりますが、それに対しては敬意を表するところでございます。

次に、さきに説明のあった中で、広島の問題もあります。土砂災害の危険箇所の緊急調査事業、これは、午前中、岡本委員のほうからも御質問もございましたが、この調査、当初予算で4億2,000万円だったのですか、今回4億、合計8億2,000万円だというふうな御指摘もございました。そういう中で、当初の調査対象、調査箇所というのはどういう優先順位で選んだのか、今回の追加の4億円はどのような基準で選ぶのか。これ、ちょっと教えていただきたいと思っております。

大和砂防防災課長

土砂災害危険箇所につきましては、午前中にも説明させていただきましたように、1万3,001か所ございまして、その中には、人家が5戸以上の所、それから1戸から4戸の所、それと人家がない所というような所がございます。どこから調査をするといいますと、今現在は、災害時要援護者関連施設、幼稚園とかそういう箇所を含む地区、又は避難所がある地区を重点的に調査させていただいております。これは、当初予算も補正予算も同じでございます。

長尾委員

分かりました。それで、この緊急調査なんですけど、例えば、今回の災害で那賀町とか海陽町とか阿南市が、被害を多く受けたんですけども、私が住むのは市内の南矢三でございますが、実は、台風のあの日、夜9時過ぎに、南佐古二番町の、昔、七、八十年前ぐらいは石切り場がございまして、以前の南庄町の崖っぷち犬のあそこの土砂災害の、あそこも

石を切ったところですが、その南佐古の石切り場、そこは、今、木や草が生えていますから当時の面影はないわけですが、しかし、石を切った所の下というのは、今、駐車場になっていて、やはり皆さん、そこには家を建てようという気はしないわけで、もしどさっときたらという思いもあるから、若干離れた所に家は詰んで建っているわけです。

それが、夜9時過ぎに、音と匂いがしまして、皆さん、出て行ったら、消防もきて、したら、やはり匂いと音がすると。そこに住んでいる人は六十数名、その町内会町は元県の職員で副出納長までした人だけ、そこに住んでいてそういう音と匂いがしたのは初めてで、当然、当日、徳島市は、避難警戒は出して、ほぼ、あの眉山の裾の周辺の道路は全部避難警報は出していたけど、誰も避難をしない。けれども、その南佐古一番町、二番町の人、初めて、あの192号線の北側の佐古のコミセンに全員が避難をして一晩そこで過ごした。私も24年間議員をやっていますけど、身近な所でコミセンに避難したというのは初めてで、幸い、あのコミセンの横にはコンビニがあるから、さして困ることはないわけけれども、それでも、町中でああいう一晩避難したと。以前、笠井先生も言われたけど、川内で江湖川が堤防流水してコミセンに避難したといった時も私も行ったことがあるけれども、全く佐古の町の中で避難したのは初めての経験で、その翌日、朝一番に私も行って、県の東部県土整備局の砂防の職員や市の危機管理の職員や警察や消防らと一緒に、私もそこへ、上から岩石とかが落ちてくる、それを防ぐフェンスとかがあるんですけど、そこには直接当たっていないんですけども、横を入れて行って見ますと、十数メートルにわたって、あの崖っぷち犬の時と同様の、あの小規模な形で岩盤がどさっと落ちて小さく粉砕されとる。そこに2メートルぐらいの塊の岩石はあるんですが、それは、もうそのフェンスの前で止まったり木がなぎ倒されてぐっとねじっている所が乗っかかっているような状況がありまして、県の担当者から、これ以上の危険はないということで警戒警報解除ということになったわけです。

しかし、眉山周辺というのは、県の、ここが地滑り地帯ですよとか、よく立てているんですよ。多分、あれを立てている所は、当然、調査をしてここは地滑り地帯ですよと、その周辺の住民に警戒の意識は持たせていると思うんですが、今回、4億2,000万円かけるこの調査は、全くここは地滑り地帯ではないですよという標識を、ない所に調査をしてそういうのを立てるのか、もう既にここは地滑り地帯、土砂災害とか危険性がありますよという所を含んでやっているのか、ちょっとそれを確認したいと思うんですけども。

大和砂防防災課長

地すべり防止区域と地滑りの危険箇所の違いでございますけれども、地すべり防止区域とか急傾斜の危険区域につきましては、工事をするために指定をしております砂防三法というのがございまして、地すべりも含むんでございますけれども、そういうことで、現地にも、ここは地滑りの防止区域ですよという看板を立てさせていただいております。

今回、先議の予算でさせていただいておりますのは、土砂法に基づく土砂災害警戒区域とか土砂災害特別警戒区域を指定するための前段となります基礎調査の費用でございます。ですから、区域の指定はもう全然別ものになります。

長尾委員

なかなか、素人は、多分、今の説明を聞いてもよく分かんと思うんです。要は、ここは危険なんだと。佐古というか眉山の周辺の人も、過去に眉山の裏の上がり口の新しく宅地造成したところが崩れたのが大分昔にあったけども、多分、ここはやばいなと思いながら住んでいる人はいると思うんです。それで、今回の広島のことを思うと、今回のことがあって、起こるまでは大丈夫だと思っている。だけど、危険かもしれない。今度起きて、元へ帰りますかと言うと、もう帰らないという人もいるし、大変悩み深い、東北の高台移転と同じようなもんだと思いますが。

そういう中で、今回8億2,000万円かけて基礎調査をして、そこを今の法律に基づいて指定したとして、今回の佐古の住民の皆さん、初めて、住んでいて移動したと。当然、行政は、さっき部長もおっしゃった、自分の身は自分で守るとするのは基本、そこをしっかりと、だから、極端なことを言うと、最大の雨が降った後に、それだったら、今度はよそへ行こうと、よそで寝ようとか泊まろうとかいうことを自ら住民が判断をしなくちゃいけないんだけど、そのときに、行政からの連絡がないからしなかったとか、そういうことではなくて、もう本当に、そういう意識を持ってもらわないとなかなか追い付かないんじゃないかと。そういう中で、この8億2,000万円使って、その効果はあるのかどうか。あるとすればどういうことなのかということをお教えいただきたい。

大和砂防防災課長

今回の調査でどういう効果が見込まれるかという御質問でございます。今回、調査をいたしますのは、危険箇所、1万3,001か所の中で、先ほど申しましたように、災害時要援護者関連施設とか避難所とかを含む箇所を重点的にやっております。今、避難箇所、1万3,001か所につきましては徳島県のホームページで閲覧していただけますし、市町村にも情報を伝えておりますので、市町村のパンフレットとか、そういう災害情報のところでも見ていただけるようになっております。また、この基礎調査が終わって、次に土砂災害警戒区域とか土砂災害特別警戒区域の指定をしますと、市町村が警戒避難体制の整備を図ります。これは土砂法で決まっております。それと、また、宅地開発とかそういう面に関しては許可制になったりしまして、抑制を図って、危険な場所にどんどん建つというのを防ぐようなことになっております。

長尾委員

是非、その住民に分かりやすい形で自分の身を本当に守る、そういう情報の提供というか、説明の仕方が非常にこれから大事になるということですね。だから、天気予報というか、言い方も最近随分分かりやすい表現というか、かつてない大雨とかそういう表現、これはもうやばいなという感じのものに大分変わってきていると思うんですけれども。そういう危険な情報とか、もしもの場合の対応とかいったことをこれからしっかりとやっていかないと、今回の広島のような教訓は、広島のようなことになってはいけないと、このように思うんです。聞きますと県営住宅までであるというようなことでもあります。何でそんなとこに造ったのかと問われかねないような問題もあるわけでございます。

そういう中で、ちょっと情報の伝達という意味では、今回、マスコミの報道でもされていたんですが、例えば、聴覚障がい者の方に情報が行っていなかった。ファクシミリがき

たのはもう翌日であったというような報道も一部ございました。そういう中で、これは、当然、市町村との関連もあるわけですが、当然、これは県としても、市町村との連携の中で、いわゆる聴覚障がいとか視覚障がいとか、今回2階に上がれなかった車椅子の方、そういった方々を地域でやはり掌握をしてしっかり対応しなくちゃいけない、これは当然、津波も含めてそうでありますが、より一層、そういう障がいを持つ方々への連絡対応、この辺の体制についてどういうふう考えておるのか、お聞きをしたいと思います。

勢井障がい福祉課長

ただいま、長尾委員より、災害時等におきます障がい者の方々への情報伝達につきまして御質問いただいております。

本案件につきまして、災害時の情報収集や御家族の安否確認等をつかみますことに関しましては、すだちくんメールの活用をまず広く呼び掛けておりまして、各種行事とかイベント等におきまして広く周知を図っているところでございます。

また、実際に障がい者の方々を支援する方、そして、障がい者御本人の方々にも、災害発生に備えまして、例えば家の安全確認でありますとか、備蓄物、また、実際の避難経路等、それを事前に十分準備しておくこと、また、実際に災害が発生した場合に、そのときの情報の収集の在り方とか実際に安否を、自分の身を守って、それから避難するというような、個別にそれぞれの障がい特性に応じまして支援する支援ハンドブックを作って、各障がい者の方々や、また支援する方々にも広く周知をしているところでございます。

また、本年5月より、障がい者の権利擁護を図るための検討委員会を立ち上げまして、今、議論を進めているところでございますが、その中でも、委員の方々から、障がい者に対する災害時の情報伝達の在り方についての問題提起を頂いております。このように、情報アクセス、コミュニケーションの確保というのは、今回の条例を検討する上で柱の一つとして考えていきたいと思っております。

また、この検討委員会の中には、それぞれ市町村代表の委員さんに御参加いただいております。そのようないろいろな場を捉えまして、今後ますます議論が深まっておりますので、今、委員お話のありましたような、正に災害時におけます情報収集の在り方につきましても十分議論を尽くしてまいりたいと考えております。

長尾委員

是非検討を、よく市町村とも連携を取ってやってもらいたいんですが、なかなか、すだちくんメールや言うたって、多分、今言われた高齢者の方とかいろんな方とか、そんなのはやっていないし知らないし、それよりも、やはり隣近所とか、個人情報の問題うんぬんというのがありましたけど、最近、それを乗り越えて地域でしっかりとそういう方々の対応ができるようにということが大事だと思いますので、その障がい特性に合わせた形で対応できるように御努力をお願いしたいと思っております。

それで実は、あの日阿南市へ行って、それから那賀町へ行って、旧相生町の、杉本県議が理事長をしている水の花荘という所へ行ったわけでございます。当然、前日、県庁で国の調査団がきた時にも、若干、意見というか、現状認識でも出ておりましたけれども、那賀川の無堤防地区の解消であるとか今回のダムの水の管理の在り方が適当だったのかどう

かというようなこともございました。国の管理する立場の見解もそのことをされたところでございます。

そういう中で、私、驚いたのは、初めてあそこへ行った時に、何でこんな所に造ったのと。今日この復旧の予算が6,000万円ぐらい付いていたけど、皆さん、あそこの施設がどこにあるかは知っている方はちょっと手を挙げてください。だから、そのことは分かると思うけど、那賀川の本線がどーんとあって川に面しておって、かつ、この左からは支流がこうきていて、その交差点の角っこに、川と川の角っこにあるわけですね。那賀川という本線があって、支流があって、那賀川の水がぐーっと上がっていると。こっちから来るやつは入り切れなくてこっちも上がると、両方上がる角っこにあるんだよね。それで全部潰れちゃったと。でも、何でこんな所に造ったのと聞いたら、昔、細川内ダムができるという想定の下でここに造ったと。しかし、その後、細川内ダムは、御承知のとおり、白紙になって、いろんな反対運動もあって、今、ない。できると想定して安全だと思って造ったけど、その後はなくなって、今回、こういうことになつとる。私は、注目していたんだけど、これ、どうすんのかな、またここで復旧するの、それとも東北じゃないけど高台に移転してやるのと、こういうふうに関心を持っていたんですが、今回のこの予算では、同じ場所でこの6,000万円を投資するという事なんだけども、これ、高台移転とか別の所の移転という議論は全くなかったのか。それとも、いろいろ議論したけどここでやることにお金を県としては出すという、この辺の議論はあったんでしょうか。

大塚地域福祉課長

水の花荘の関係ということで、長寿保険課のほうからですが、監査している対象でございまして、多分、以前より高い所に移転するというような御検討もされたことはあるかと思いますが、今回は、今、他の施設に散らばっている入所者の方が、一刻も早く施設に戻って安心して生活ができるようにということで現地での修繕を考えているということでございます。今回この補正に上げている部分で国、県の補助が4分の3まで出るわけなんですけども、移転して建て替える場合の建設費という場合は、これは、対象外になるということになりますので、法人、施設の経営として総合的に判断されて、今回、現地での修繕ということをお考えいただいたと考えているところです。

長尾委員

基本的には、そこの責任者の方がここでということであれば致し方ないのかもしれませんが、多分、そこに入居する高齢者の方、その家族の方、また、そこで働く職員の方からすれば、やはり今後も同じ不安がずっと続くんではないかと思うんです。平成16年に大きな台風、水害があった。10年後の26年にまた今回こういうことがあったと。災害というのは忘れる頃にやって来ると言うけど、例えば、10年単位で来るとすれば、また10年後とは限らなく、いつまた大雨が降って那賀川が増水をして、また同じようなことがあるかもしれない。抜本的な対策があれば、そこで働く方、入所される方は安心しておれると思うんですけど、私は、多分、不安を持ちつつ、今後もそこで生活をしていかななくてはいけないということを思いますと、本当にこれでいいのかなという、正直、心配をしているわけでございます。当然、人命第一でありますから、今回も杉本理事長をはじめ職員の皆さんの適

切な対応で入所者の方全員を避難させられたということは、大変すばらしいことだと思っておりますが、ただ、そういう意味では、例えば改めて長安は国の管理にはなったんですが、今回のことを考えると、これでまた河川管理の観点からすると、例えば細川内の問題というのは、全く白紙でこのまま行くのか、やはり今後の那賀川の河川の洪水調節といったことを考えたときに必要なかどうなのか。そういうことについて県の認識というのはどうなんでしょうか。

森河川振興課長

委員のほうから、那賀川の今後の整備の方針ということで御質問を頂いてございます。今現在、那賀川におきましては、那賀川河川整備計画、お進めさせていただいたものでございますが、それを基に、下流、あるいは長安ロダム改造事業ということで、下流の無堤地区、それと長安の改造事業については国のほうが、上流あるいは中流域の河川整備については県のほうがと役割を分担して整備しているところでございます。

今後とも、今回の台風の被害を受けまして検証するわけでございますけれども、しっかり検証した上で必要な対策をとってまいりたいと考えてございます。

長尾委員

当時は、ダムは無駄とかいう議論が随分ありまして、長くそういうのが世論を覆っていたわけでありましてけれども、しかし、基本的には、私は、政治は治山治水が基本だと思いますし、そういう中で冷静に考えることが大事だと。そういう意味からすると、今いろんな気象の変化もあったり、世界中で、いつ、ここだけ極端な豪雨とか、そういったことも起きている中で、私は、是非、今回のことを契機に、もう一度、今、課長のほうからお話のあった、しっかりとした検証と議論を是非していただいて、上下流、住民がいるわけでありまして、途中、今回のような現実に想定されて造ったのが今回こうなったといったことを思いますと、今後のことを踏まえた慎重な議論で、私は、考えてまいりたいと思っております。これを要望して終わらせていただきます。

藤田副委員長

いろんな防災関係の話が出ておるわけですが、所管の常任委員会は、私は県土整備委員会でありますので、県土関係は後でまた、今の議論も踏まえた中でいろいろとお教えいただきたいと思いますが、農林予算が今回出ております。経済委員会の所管ですので、私の管轄ではありませんので、ここで概略ないし県の施策についてお答えいただきたらと思います。まず、施設園芸を含めて7,800万円かな、それから、種苗600万円、これはどういう形で出しとるんですか、お教えいただきたい。

檜垣農業基盤課長

今回、先議で補正をお願いしております農林水産業、最近創設しました支援対策についてでございます。

まず、初めの、地域農林水産業再建特別支援事業、これにつきましては、先ほど、副部長のほうからもお話がございましたが、浸水等の被害を受けました農林水産業に係るハウ

スなどの施設や機械の取得等の支援を行うものでございまして、市町村が事業主体となっております。補助率は県が10分の2，市町村が10分の2，合わせて10分の4となっております。また，あわせまして，9月10日に国の補助事業でございます被災農業者向け経営体育成支援事業，これが同じく農業者の方に対し，施設や機械に対して10分の3の補助が行われるものでございます。そのため，今回の補正をお願いしております地域農林水産業再建特別支援事業の補助率10分の4と国の補助事業の補助率10分の3を合わせまして農業者の方が施設や機械の取得を行う場合には10分の7の補助を行っていきたいと考えております。

また，二つ目の産地重要種苗緊急導入事業につきましては，市町村が次期作以降の産地維持が困難と判断した地域作物，これは，果樹やイチゴ，バラ等を考えておりますが，その種苗導入の支援を行うものでございまして，事業主体は市町村でございます。また，補助率につきましては，先ほどと同じ，県10分の2，市町村10分の2で，合わせて10分の4の支援を行ってまいりたいと考えております。

藤田副委員長

機械や施設は当然これから始まることでもあるし，ちょっと聞きづらかったんですが，600万円のほうの指定種苗。これも含めて，予算が出るということは，ある程度把握していると思うけど，台風がきてまだ8月の末ですよ，1か月にならない。そんな中で，今，この被害状況の把握というのはどこまでできとんですか。

檜垣農業基盤課長

被害の報告についてでございますが，9月12日時点で51億8,000万円の農林水産業被害が出ております。その中におきまして，農作物につきましては7億3,000万円の被害が報告されておるところでございます。今回，補正で合わせまして8,400万円，県単事業として先議で補正をお願いしておりますが，この被害報告に基づきまして県で試算を行って，この8,400万円の補助を行いたいということで計上をさせていただいております。

藤田副委員長

ということは，把握は100パーセントできているということですね。小さいことはこれからいろいろ起こるでしょうが，ある程度，概略的には，この短い期間だったですけど，本当に迅速な対応でほとんど被害に関しては数字どおり把握できたと，こういうことですね。そう考えてよろしいですね。

そんな中で，私どもは農業県ですからいろんな話を聞くんですけど，やっぱり収穫を，今，迎えられて，稲作とかいろんな，要するに秋の収穫です。もう刈り入れ最盛期を過ぎたかも分かりませんが，その中で，この農業支援というのは，今言ったようなバラとか，そういうものだけに限られるんですか，どうなんですか。

檜垣農業基盤課長

今回，先議で補正をお願いしております種苗等の導入につきましては，これは，永年作

物ということで、バラ等の支援を行うものとなっております。委員からお話がありました水稻等につきましては、これは、農業共済のほうでの共済金の支払ということになるということでございます。

藤田副委員長

檜垣課長さん、こういう言い方は失礼ですけど、本当に農業の状況を把握しとんかいなと。どこの農家に聞いても、非常に今、農家の経営は厳しい。その中で、ダブルパンチでこの被害を受けたとき、今言ったような、先議は先議でいいですよ、だけど、今後の対策として、例えば共済であんたら本当にできると、ここで言い切れるかい。

檜垣農業基盤課長

被害に対してでございますが、委員からもお話でございますように、確かに、水稻、これが全てこの共済で賄えるというものじゃないということは十分理解をしております。ただ、水稻等につきましては、これは、農業者同士で助け合うということで共済制度が作られておりまして、それに基づいて共済金の支払等が行われていくということでございます。なかなか、確かに、委員からもお話でございますように、非常に農林水産業、厳しいという状況は十分分かっております、理解しております。その中におきまして、今回も、そういう被災を受けました農業機械や、また種苗等に対し新たな補助制度を創設し、支援をしていくということで取り組んでおるところでございます。

藤田副委員長

いろいろ行政には、さっきから建設課のほうの作業の答弁とか、非常に紋切りで、国の政策をよしとした中で支援しなきゃならん、その辺は分かる。だけど、今は、いろんな形で国の制度を変えてほしい、こういう災害を生む中で国の制度を揺るがしてでも農家支援とか地域支援をやらなきゃならないと、こういうのが、今、差し迫って課題にきているのは皆さん御存じ。

そんな中で、例えば、もう一点だけにしますが、徳島県が推奨しようとするブランド商品、いろんなブランドがある。もうかるブランド推進課がやっているブランド品がある。そういうダメージの中、果たして農業支援者のこれからの夢に、あんたらが支援できるのか、その辺、お伺いしたい。

峯本農村整備振興局長

今回、農林水産業の状況、非常に従事者にとって厳しいという状況の中で、今回の台風11号、12号の被害というのは非常に甚大であってダメージも大きいということは十分認識いたしております。我々としたしましては、まずは、この台風被害の迅速な復旧ということで、国の制度の創設を待たずして県単で新たに制度を作るのか、それから、施設の復旧につきましては、災害復旧の迅速な手続、進捗を図るということに精一杯努力してまいりたいと思います。そして、ブランド品目だけではなく、県の産業として重要な農林産業をますます維持発展できますように一生懸命努力してまいりたいと考えております。

藤田副委員長

答弁自体は有り難い答弁を頂いたみたいなんですけど、現実には、やっぱり地域の実情の中で、徳島県がこれから進めようとする施策、それと、私どもも、本当に今のままでの農家、農地の在り方がいいのか、非常に危惧しています。この一般質問もそういう質問をさせていただきますが、まず、基盤整備もありますけど、やっぱり今、農業をしている、そして、特に、徳島県が光るもんということでブランド商品を選定して出しておるんだと。これからの育成は農業振興で大きなウエートを占め、地域の生きる糧になるんですよ。そういう面では、峯本局長も農山村中山間の実情というのはよく御存じだと思う。やっぱり地方では農業を守らないかん。それは、大地を守らないかん、そういう大義がある。そういう中で、再度、いろんな施策を、もっときめ細やかな施策を講じていただきますように今回はお願いをしておきたいと思えます。

岸本委員長

それでは、すいません、予定はしていなかったんですが、一点だけ。

先ほど、西沢委員のほうから想定的基础となる算定期間というんですか、河川振興課長のほうに質問がありましたが、昭和4年から46年の数字を基に算出をした数字で、平成16年まで当てはめてみて合っているかどうか検証したと。そのことをもって18年に基本方針を定めたということなんですけど、この算定の数値というのは、それまで、46年までに一番大きかった豪雨に対してどうだったということなんですか。それとも、それ以上がきたらこうなるよという、想定された数字まで入っている数値になつていんでしょうか。どっちでしょうか。

森河川振興課長

那賀川の計画降雨量の算出の方法でございますけれども、これにつきましては、最後、委員長のほうからお話ございましたけれども、まず、昭和5年から昭和46年までの42年間の降雨量に基づきまして、年最大2日間の降雨量というものを確率計算で出しております。確率規模は100年に一度、100年に一度の雨が2日間にどのぐらい降るかというのを確率計算で出した数字をもちまして、それを基に洪水量というものを計算で出しております。その出した、今度、洪水量を、先ほど申しました、昭和5年から平成16年までの実測洪水量と照らし合わせて検証した結果、数字が固まったということでございます。

岸本委員長

それでは、その固まった数値を今度の数値に当てはめたときに、これくらいの雨が降れば当然こうなるだろうという想定はできておったが、現実問題としてはそんなに、予算の問題もありますから、そこまで対処が間に合っていなかったのか、想定ができておってこういうことになるということが分かっておったのか、若しくは、想定自体がちょっと違っていると、こういう大きな被害に遭ったというのは、これは、どっちでしょうか。

森河川振興課長

那賀川の河川整備計画、それと河川基本方針でございますけれども、那賀川の河川整備

基本方針におきましては、古庄地点におきまして1万1,200トンという数字を目標数字として充ててございます。その1万1,200トンに対しまして、上流のほうで洪水調節を行った上で9,300トンまで低減するというのが那賀川の河川整備計画基本方針でございます。

今回につきましては、古庄地点におきましては、暫定値ではございますけども、9,500トンという数字が流れてございます。ただ、この9,500トンにつきましては、長安口ダムの改造事業がまだ途中ということで改造事業が終わっておりませんので、その数字をいかに評価するかということにつきまして、委員会のほうで報告させていただきましたけれども、今回の洪水の検討する会の中で十分な検証をした上で必要な対策をとられるものと考えてございます。

岸本委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって防災対策特別委員会を閉会いたします。（14時53分）